

(1) 平戸市都市計画マスタープラン策定の目的と役割

1. 都市計画マスタープランの目的

都市計画法第 18 条の 2 に「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものと位置づけられており、20 年後のまちづくりの方針や将来像を策定することを目的とします。

また、以下の上位計画に即して定める必要があります。

- ・ 平戸市総合計画
- ・ 平戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称：区域マスタープラン）
- ・ 田平都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称：区域マスタープラン）
- ・ 江迎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称：区域マスタープラン）

2. 都市計画マスタープラン策定の必要性

平成 11 年に平戸市都市計画マスタープランが策定されてから 12 年が経過しており、下記の要因から新市に対応した新しい将来都市像や目標、方針を設定する必要があります。

- ① 市町村合併により新平戸市の都市計画の基本方針の策定が必要
- ② 市の総合計画や国・県の上位計画との都市計画の方針を整合
- ③ 都市計画法の改正及び景観法等新たな法整備への対応
- ④ 少子高齢化の進展や地球温暖化等の環境問題などの社会経済状況の変化への対応
- ⑤ 災害に強く安全安心なまちづくりへの対応

3. 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランには、以下の役割があります。

- ① 将来、実現すべき具体的な都市像を示し、市民・事業者・行政などが共有するまちづくりの基本理念と基本目標を設定します。
- ② 市が定める都市計画の決定や変更の際の根拠・指針となります。
- ③ 土地利用、道路・上下水道・公園等の都市施設の整備、市街地の整備など、個別計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的なまちづくりの方針となります。
- ④ 市民・事業者・行政などが、まちづくりの課題や方向性について合意することにより、個々の事業への理解・協力を促します。

4. 都市計画マスタープラン策定の概要

■策定の視点

- ① 計画の継続性に配慮し、これまでの計画の見直しを行う。
- ② 市民にわかりやすい実現性の高いプランづくり
- ③ 活気と魅力あふれる都市の形成に向けたプランづくり
- ④ 市民とのパートナーシップによるプランづくり

■計画の目標年

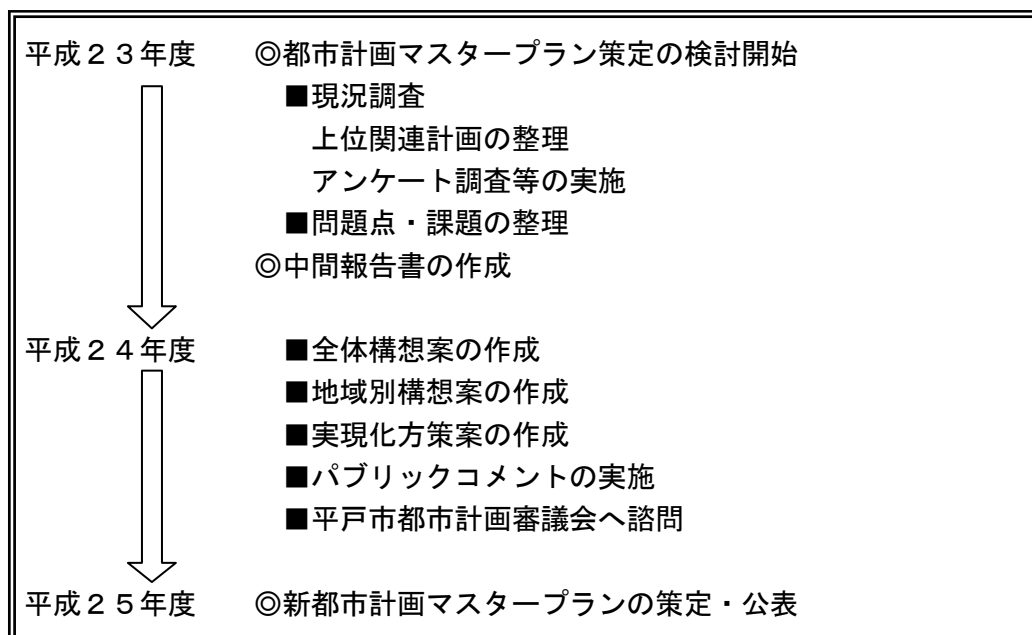
平成23年度から3年間の計画で、平成25年度の都市計画マスタープランの策定を目指しており、目標年は平成45年とします。

○計画の基準年次 : 平成25年(2013年)



○計画の目標年次 : 平成45年(2033年)

■今後の予定



■策定体制

●庁内検討会議

庁内関係部署の代表により構成する検討会議を設置し、計画案を策定します。

●策定委員会

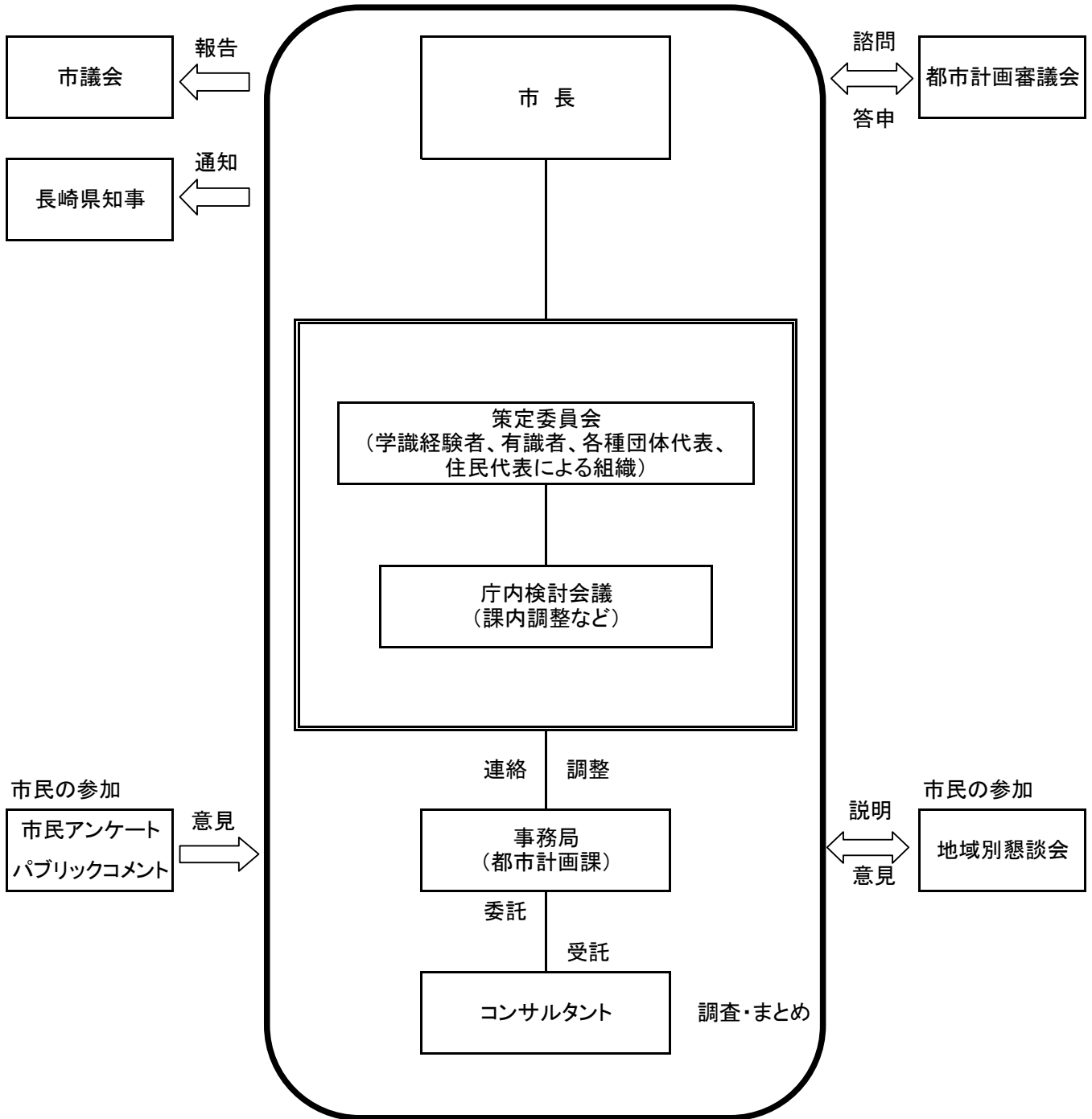
広く意見を聴くため、学識経験者、関係団体、市民の代表などにより構成する策定委員会を設置し、同委員会の意見、助言を十分に踏まえ計画案を策定します。

●都市計画審議会

都市計画マスタープランの策定にあたり、平成24年度末に計画案が完成した段階で都市計画審議会に諮問します。

平戸市都市計画マスタープラン策定体制

資料2



平戸市都市計画マスタープラン策定スケジュール

	H23年度								H24年度								H25年度															
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7								
市民意見反映	<p>■市民アンケートの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 9月末 配布 10月中旬 回収 												地域別懇談会					<p>(パブリック・コメント)</p>														
策定委員会									策定委員会 ①				策定委員会 ②				策定委員会 ③				策定委員会 ④				策定委員会 ⑤							
庁内検討会議					庁内検討会議 ①				庁内検討会議 ②				庁内検討会議 ③				庁内検討会議 ④				庁内検討会議 ⑤											
都市計画マスタープラン策定作業	<p>■現状把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位・関連計画等の整理 概況整理 アンケート調査結果 				<p>■都市づくりの課題整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 現計画の評価 分野別の課題整理 地域別の課題整理 				<p>■全体構想案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針、将来都市像 都市整備の方針 土地利用の方針 都市施設の方針 環境、景観、防災等の方針 				<p>■地域別構想案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 平戸地域 中野地域 津吉地域 田平地域 <p>■実現化方策案の作成</p>				<p>■計画案の修正</p>				<p>(都諮市問計 ↓ 画答審申議) 会</p>				<p>議会 (報告) 会</p>				<p>計画の策定・公表</p>			

【目 次】

1. 市の現況	1
1-1. 上位計画等	1
1-2. 市の現況・特性	6
(1) 位置・地勢	6
(2) 自然条件	7
(3) 歴史	11
(4) 景観特性	14
(5) 人口	20
(6) 産業	26
(7) 観光	29
(8) 土地利用	30
(9) 都市施設等	43
1-3. 関連計画等	56
2. 市民アンケート	58
2-1. アンケートの概要	58
2-2. 単純集計	59

1. 市の現況

1-1. 上位計画等

(1) 長崎県総合計画（平成 23 年－平成 27 年）

「長崎県総合計画」は、「人が輝く、産業が輝く、地域が輝く長崎県づくり」を基本理念とし、10年後の本県のあるべき姿を見据えつつ、平成23年度から平成27年度まで今後5年間の県政の基本的な方向性を示している。

基本理念を実現するための10の政策

- ・未来を託す子どもたちを育む
- ・一人ひとりをきめ細かく支える
- ・人を育てる、人を活かす
- ・力強く豊かな農林水産業を育てる
- ・次代を担う産業と働く場を生み育てる
- ・地域の魅力を磨き上げ人を呼び集める
- ・アジアと世界の活力を呼び込む
- ・「地域発の地域づくり」を進める
- ・安全・安心で快適な地域をつくる
- ・地域づくりを支えるネットワークをつくる

10の政策と合わせ、長崎県の特徴を活かした長崎ならではの戦略的な取組の1つとして、「しまは日本の宝」戦略プロジェクトが挙げられており、「離島の重要性の発信、自立的発展の基礎となる不利条件の解消」、「医療等の確保による生活の安定と離島の特性に応じた産業の活性化」、「しまの持つ多様性を活かした他地域をリードする取組」を基本方針とし、「安心な暮らし・雇用の拡大」、「離島の自立的発展・人口減少の緩和」を目指している。

(2) 長崎県土地利用基本計画書（平成 22 年 3 月）

5大地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）における、土地利用の基本計画として土地利用の基本方向を策定している。

土地利用の基本理念

県土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的、歴史的及び文化的諸条件に配慮して、長期にわたって、健康で文化的な生活環境の確保と、県土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的に行わなければならない。

土地利用の原則（都市地域）

都市地域は、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある地域である。近年の人口減少や高齢化の進行等の中で、市街地の拡大傾向は弱まることが予想されることから、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、既成市街地における生活環境の維持に努め、そのうち特に拠点としての役割が期待される「まちなか」については、適正な密度を保ちながら都市機能の集積を進めるとともに、提供するサービスの質を高めてにぎわいを創出する、いわゆる「コンパクトシティの構築」を基本理念とした土地利用を優先する。また、災害に強い都市構造の形成を図るとともに、都市活動による市街地の高温化現象、

二酸化炭素の排出について、緑地の配置、環境への負荷軽減対策等を実施し、美しくゆとりある環境形成を実現するため、計画的かつ適切な土地利用を推進することとし、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため、適正な制限のもとに合理的な土地利用を図る。

(ア)市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した都市基盤、交通体系の計画的な整備及び都市の緑化の推進等により快適でうるおいのある都市環境の形成を図るよう、積極的な土地利用を認めるものとする。

(略)

(ウ)非線引き都市計画区域（市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域をいう。以下同じ。）における用途地域（都市計画法第8条第1項第1号の「用途地域」をいう。以下同じ。）内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとする。

また、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、自然環境及び農林地の保全に留意しつつ都市的な利用を認めるものとするが、必要に応じ、前段の農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定等を検討するものとする。

（3）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成16年）

「都市計画区域マスタープラン」は、平成12年の都市計画法の改正により県が策定することになり、広域的な視点から、それぞれのまちの将来像を描いて、土地利用のあり方や、道路、公園、下水道などの整備方針、自然的環境の保全などの方針を定めている。

平戸市には、平戸、田平、江迎の3つの都市計画区域があるため、3つの方針が定められている。

平戸都市計画区域の“都市づくりの基本理念”

- ・海の玄関口として、港を中心とした賑わいのある都市づくり
- ・歴史的文化遺産を守り、活用した情趣あふれる都市づくり
- ・豊かな自然環境に配慮し、これと調和した生活しやすい都市づくり

平戸都市計画区域の“地区毎の市街地像”

a. 平戸港周辺地区

本都市計画区域の中心市街地であり、市役所や病院、郵便局、銀行、小売店舗などが集積している。

今後も、当該地区を、県北地域北部の中心的な商業・業務の拠点として位置づけ、利便性の高い市街地形成を図る。

また、本都市計画区域には、平戸城などの歴史的文化遺産が数多く残されている地区でもあるため、観光の拠点としても位置づけ、観光客にとって魅力ある市街地形成を図る。

b. 津吉地区

周辺を豊かな自然や農地に囲まれている地区であり、住民の日常生活を支える生活交流の拠点として、周辺環境と調和した市街地形成を図る。

田平都市計画区域の“都市づくりの基本理念”

- ・ 農・漁業の資源を活かした、活力あふれる都市づくり
- ・ 美しい海や山に囲まれて定住できる、魅力ある都市づくり
- ・ 豊かな自然環境や歴史遺産を守り、活用する都市づくり

田平都市計画区域の“地区毎の市街地像”

a. 松浦鉄道たびら平戸口駅～田平港周辺地区

本都市計画区域の中心市街地であり、郵便局や銀行、公民館、小売店舗などが集積する地区である。

住民の日常生活を支える生活交流の拠点として、魅力ある市街地形成を図る。

b. 田平公園周辺地区

田平公園から望む、海・山の景観や平戸大橋と一体となった平戸瀬戸の美しい眺望は、本都市計画区域における象徴的な景観であるため、当該地区を、自然・レクリエーションの拠点として位置づけ、憩いの場として、また、美しい自然景観を眺望できる場としての空間形成を図る。

江迎都市計画区域の“都市づくりの基本理念”

- ・ 水と緑に囲まれた自然環境と調和し、良好な住環境を創出する都市づくり
- ・ 西海国立公園などの自然や宿場町としての歴史を守り、活かす都市づくり
- ・ 周辺都市との多様な連携・交流を促進し、にぎわいと活力のある都市づくり

江迎都市計画区域の“地区毎の市街地像”

該当地区なし。

(4) 平戸市第四次総合計画（2008年）

<p>基本理念と将来像</p>	<p>①基本理念 「平戸ならではの」の特色あるまちづくりを進め、世界の中で平戸にしかないという魅力的なまちを実現するため、平戸流の戦略（協働）を掲げ、すべての人の英知と個性を結集し、市民と行政が一体となって、大きな変革の時と決意を新たに『やらんば！平戸』を合言葉としてまちづくりに挑みます。</p> <p>②将来像 「ひと（HITO）響き合う 宝島 平戸」</p> <p>③まちづくりの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海としま・大地の恵みを活かした産業をはぐくむまち ・豊かな自然と歴史文化が新たな出会いを生みだす交流のまち ・ともに支えあい安心して暮らせる共生のまち
<p>目標フレーム</p>	<p>①目標年次・・・2017年（平成29年）</p> <p>②目標人口・・・33,333人</p> <p>③土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全 ・地域特性を活かした土地の有効利用 ・安心して暮らすことができる土地利用
<p>施策の大綱 （共通目標）</p>	<p>①参画と連携による自立した地域の確立【協働】 ■市民参画によるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働型社会の確立 ・生涯学習成果の活用 ・多彩なコミュニティ活動の支援 <p>②効果的・戦略的な行政経営への転換【行財政運営】 ■機能的でコンパクトな行政経営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な行政経営の推進 ・健全な財政運営の推進
<p>施策の大綱 （分野別目標）</p>	<p>1. 自然と共生した安全で快適な生活基盤の確保【自然環境・生活基盤】</p> <p>①美しい自然環境の保全・継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全対策の推進 ・循環型社会の構築 <p>②快適な生活環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある居住空間の形成 ・水資源の確保と安定供給 ・都市環境の整備 <p>③安全・安心なまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な防災対策の推進 ・消防・救急救命体制の充実・強化 ・交通安全対策の充実 ・防犯対策の推進 <p>④まちを支えるネットワークの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通ネットワーク基盤の整備 ・情報を享受できる環境づくりの推進

	<p>2. 健やかで笑顔とやさしさがあふれる地域社会の形成【保健・医療・福祉】</p> <p>①笑顔いっぱいのまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの推進 ・医療提供体制の充実 ・保健・医療・福祉ネットワークの充実 ・暮らしを支える制度の充実 <p>②ともに支えあう福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の充実 ・高齢者福祉の充実 ・障害者福祉の充実 ・地域福祉の推進 <p>3. 明日を担う人材の育成と個性豊かな地域文化の振興【教育・文化】</p> <p>①人権・平和意識の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の充実 ・男女共同参画社会の実現 ・平和教育の充実 <p>②生きがい輝く生涯学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・学校教育の充実 ・社会教育の充実 ・市民スポーツの推進 <p>③地域固有の文化の継承と創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・伝統文化の保存・継承・活用 ・芸術文化活動の推進 <p>4. 活力ある産業振興と雇用の創出【産業振興】</p> <p>①次代を見据えた地域産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある農林業の振興 ・豊かな水産業の振興 ・にぎわいのある商工業の振興 ・産業を担うひとづくり <p>②平戸ブランドの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特産品の振興 <p>③新たな産業の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業を生み出す環境づくり <p>5. 魅力ある観光の振興と交流人口の拡大【観光・交流】</p> <p>①宝を活かした観光の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ観光の推進 ・人にやさしい観光地づくり ・体験型・滞在型観光の推進 ・観光プロモーションの強化 ・外国人観光客の誘致 <p>②地域・国際交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流の推進 ・国際交流の推進
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1-2. 市の現況・特性

(1) 位置・地勢（出典：平戸市総合計画）

本市は、九州の西、長崎県の北西端に位置し、平戸島、生月島、大島、度島、高島の有人島及び九州本土北西部の沿岸部に位置する田平と周辺の多数の島々で構成されている。

平戸島は、田平と平戸大橋により、生月島は、平戸島と生月大橋で結ばれている。大島、度島、高島は離島であり、交通手段は船舶のみである。

面積は、235.60km²で、山は、安満岳の534.6mが最も高く、河川は、総じて短小で、神曾根川の9.3kmが最長である。平坦地は少なく、起伏の多い地形で、海岸線は各所に岬が突出し、断崖などの自然景観が美しく、川内峠や塩俵断崖など本市の約20%が西海国立公園に指定されている。

また、入り組んだ海岸線を持っているため、湾が多く、地方港湾は平戸港をはじめ6港、56条港湾^{※1}が紐差港をはじめ7港、漁港は大小33港にも及んでおり、日本有数の漁港数を有している。

※1 56条港湾：港湾法第56条により都道府県知事が水域を定め公告した港湾



図：平戸市の位置図

(2) 自然条件（出典：長崎県世界遺産「構成資産等基礎調査」地域・地区調査報告書 平戸地域）

1) 気候

気候は、周囲のほとんどが海に囲まれており、対馬暖流と季節風の影響を受け、海洋性の温暖な気候で、通年の平均気温は16～17℃、年間平均降水量は2,000mm前後である。

2) 地形・地質

①地形

平戸島は、東西の両側に、起伏量200m内外の中起伏火山地が北東～南西方向に存在し、その間に谷が発達しており、火山地を大きく二分している。また、九州本土に位置する旧田平町は、全体的になだらかな丘陵地で、南から北に向かって緩やかに傾斜した溶岩台地が広範囲を占めている。

生月島は、南北に走る溶岩台地によって東西に分かれている。溶岩台地の東西両側には、多発した地すべりの土石流による山麓地が形成されている。中央部には陥没による低地があり、現在も地すべりの多発地帯をなしている。

大島は中位溶岩台地となっている。

②地質

平戸島には安山岩質の火山岩類が広く分布している。

旧田平町、平戸島の北部及び生月島は、大部分が玄武岩によって構成されている。

3) 植生

平戸島はシイ・カシ萌芽林、スギ・ヒノキ植林、マテバシイ・ハクサンボク群落が多くを占めており、島中央の谷間地形部に水田雑草群落がある。

旧田平町は特にマテバシイ・ハクサンボク群落が多くみられる。これは藩政時代にドングリを埋めこんで育成した結果であり、天然生のマテバシイ林ではないが、現在ではこの地域の自然環境によく適合して広く発達している。

生月島は島の東側の多くを水田雑草群落が占めているのが特徴的である。

(3) 歴史

1) 沿革 (出典：平戸市総合計画)

本市の歴史は古く、約9万年前の日本最古級といわれる中期旧石器類が発見された入口遺跡や長崎県本土では数少ない大和政権とのつながりを示す前方後円墳が2基残っているなど、古い時代から人の営みがあったことがうかがえる。

また、古代から開かれた古都であり、飛鳥時代、白鳳時代には遣隋使、遣唐使の寄港地として知られ、平安時代には、空海や栄西なども立ち寄った。大航海時代には、アジアやヨーロッパなど大陸交流の玄関口として栄え、16世紀には、ポルトガル船が来航し、17世紀前半には、オランダやイギリスの商館が設置されるなど、南蛮・紅毛文化やキリスト教伝来の発祥地として繁栄を極め、開かれた国際都市「西の都」として日本の近世、近代を切り開く礎となった。

江戸時代後期には、益富組、井元氏鯨組など西海捕鯨の中心地として栄え、特に益富組は日本一の規模を誇っており、その遺跡も残っている。

明治4年の廃藩置県後、本市の各地区は市制、町村制施行等によりそれぞれ変遷を重ね、明治22年に大島村、昭和15年に生月町、昭和29年に田平町、昭和30年に平戸市が発足し1市2町1村となり、平成17年(2005)10月、平戸市・生月町・田平町・大島村が対等合併して、新市制による平戸市となった。



図：平戸市の変遷

2) 歴史的資産(出典:長崎県世界遺産「構成資産等基礎調査」地域・地区調査報告書 平戸地域)

平戸市における国と県の文化財は下記のとおりである。

表:旧平戸市における文化財一覧

国・県別	区分	細分	名称
国指定	重要文化財	工芸品	鑢頭太刀 無銘拵付 一口 附太刀筥 一通
国指定	重要文化財	絵画	絹本着色仏涅槃図 一幅
国指定	重要文化財	建造物	幸 橋
国指定	重要文化財	書籍	山鹿素行著述稿本類
国指定	重要文化財	工芸品	紺糸威肩白赤胴丸 兜・大袖付
国指定	重要無形文化財		平戸神楽
国指定	重要無形文化財		平戸のジャンガラ
国指定	史跡		平戸和蘭商館跡
国指定	天然記念物		黒子島原始林
国指定	天然記念物		阿値賀島
国指定	天然記念物		平戸礫岩の岩石地植物群落
国登録	登録有形文化財		大曲家住宅主屋
国登録	登録有形文化財		大曲家住宅石段及び石垣
国登録	登録有形文化財		大曲公家住宅主屋
国登録	登録有形文化財		大曲公家住宅石段及び石垣
国登録	登録有形文化財		内野家住宅主屋
国登録	登録有形文化財		内野家住宅煉瓦塀
国登録	登録有形文化財		内野家住宅門及び塀
国登録	登録有形文化財		内野家住宅石段
国登録	登録有形文化財		梅ヶ谷津偕楽園主屋
国登録	登録有形文化財		梅ヶ谷津偕楽園石塀及び石段
国登録	登録有形文化財		梅ヶ谷津偕楽園石垣
国登録	登録有形文化財		梅ヶ谷津偕楽園稲荷社
国登録	登録有形文化財		「松浦史料博物館(旧松浦詮邸)」千歳閣
国登録	登録有形文化財		「松浦史料博物館(旧松浦詮邸)」九臯斎
国登録	登録有形文化財		「松浦史料博物館(旧松浦詮邸)」玄閣棟
国登録	登録有形文化財		「松浦史料博物館(旧松浦詮邸)」閑雲亭
国登録	登録有形文化財		「松浦史料博物館(旧松浦詮邸)」閑雲亭待合
県指定	有形文化財	建造物	宝亀教会
県指定	有形文化財	絵画	長崎日清貿易絵巻 三巻
県指定	有形文化財	工芸品	伝八幡船の旗 一流
県指定	有形文化財	工芸品	大哉具足 一領
県指定	有形文化財	工芸品	資始具足 一領
県指定	有形文化財	工芸品	松浦家伝来船幟 一流
県指定	有形文化財	絵画	文珠菩薩絵像一幅
県指定	有形文化財	工芸品	松浦家伝来紋入古旗 二流
県指定	有形文化財	書籍	豊臣秀吉キリシタン禁制定書 一通
県指定	有形文化財	絵画	異国船絵巻 一巻
県指定	有形文化財	絵画	伝オランダ船船首飾木像
県指定	有形文化財	絵画	長崎日蘭貿易絵巻一巻
県指定	有形文化財	絵画	原城攻囲陣営並城中図 一幅
県指定	有形文化財	工芸品	最教寺の懸仏
県指定	有形文化財	彫刻	阿弥陀寺の木造十一面観世音菩薩坐像
県指定	有形文化財	工芸品	最教寺の繡帳誕生仏 一幅
県指定	有形文化財	歴史資料	オランダ船錨及び附属文書
県指定	有形文化財	書籍	紺紙金字法華経 八巻箱付
県指定	有形文化財	書籍	山鹿文庫
県指定	有形文化財	彫刻	平戸市普門寺の金銅菩薩立像
県指定	有形文化財	建造物	雄香寺開山堂
県指定	有形文化財	彫刻	大聖寺の銅製大日如来坐像
県指定	有形文化財	歴史資料	甲子夜話(副本・写本)
県指定	有形文化財	歴史資料	地球儀・天球儀
県指定	有形文化財	歴史資料	壱岐国統風土記
県指定	有形文化財	絵画	絹本着色松浦義像
県指定	有形民俗文化財		捕鯨銃(附 火矢・火矢抜き・早盒)一式
県指定	有形民俗文化財		長泉寺の鯨供養石造五重塔

国・県別	区分	細分	名称
県指定	有形民俗文化財		度島の盆ごうれい
県指定	無形民俗文化財		田助ハイヤ節
県指定	史跡		鄭成功居宅跡
県指定	史跡		積徳堂跡
県指定	史跡		コックスの甘藷畑跡
県指定	史跡		中野寮跡
県指定	史跡		式内社志々伎神社跡
県指定	史跡		平戸の六角井戸
県指定	天然記念物		平戸市中の浦の蘇鉄群落
県指定	天然記念物		亀岡のまき並木
県指定	天然記念物		平戸古館のピロウ自生地
県指定	天然記念物		平戸のシカ
県指定	天然記念物		志自岐神社地の宮、沖の宮社叢
県指定	天然記念物		平戸の沖の島樹叢

表：旧田平町における文化財一覧

国・県別	区分	細分	名称
国指定	重要文化財	建造物	田平天主堂
県指定	史跡		里田原遺跡
県指定	天然記念物		平戸口のピロウ自生地
県指定	天然記念物		海寺跡のハクモクレン
県指定	天然記念物		是心寺のソテツ
県指定	有形文化財	考古資料	多紐細文鏡
県指定	有形文化財	工芸品	田平熊野神社の懸仏
県指定	史跡		笠松天神社古墳
県指定	史跡		岳崎古墳

表：旧生月町における文化財一覧

国・県別	区分	細分	名称
国選択	無形民俗文化財		かくれキリシタン習俗
国登録	登録有形文化財		益富家住宅主屋
国登録	登録有形文化財		益富家住宅座敷
国登録	登録有形文化財		益富家住宅恵比寿神社
国登録	登録有形文化財		益富家住宅御成門
県指定	史跡		鯨組主益富家居宅跡
県指定	天然記念物		塩俵断崖の柱状節理

表：旧大島村における文化財一覧

国・県別	区分	細分	名称
国選択	無形民俗文化財		大島の須古踊り
国選定	重要伝統的建造物群保存地区	港町	平戸市大島村神浦
県指定	無形民俗文化財		大島のジャンガラ

(4) 景観特性(出典:平戸市景観計画)

1) 平戸市の景観の構造

平戸市には、起伏の多い山並みや丘陵地が複雑な海岸線まで迫り、平坦地が少ないという地形的条件から、丘陵地・山並み、海岸線の自然景観を基盤として、市民の主たる生活空間となっている田園・集落景観(漁業集落を含む)、及び、商業地・住宅地などの市街地景観が小規模なまとまりで点在している。

そして、山並みや丘陵地の連なり、山地から海岸へと繋がる河川、地域を縁取る海岸線、市内の各所を結ぶ幹線道路が、これらの景観を連続した一定のまとまりのある空間として認知させる役割を担い、一体となって平戸市の景観の骨格を形成している。

このような中に、教会や城などの地域のシンボルとなる景観資源や、平戸大橋・生月大橋などの大規模な橋梁や標高のある山岳などの地域のランドマークなどが分布し、市の景観を特徴付けている。

自然景観(山並み・森林、海岸、河川の景観)

本市の特徴である起伏の多い山並みや丘陵地、標高差の大きい断崖や良好な砂浜をともなう海岸、海洋に浮かぶ島々などの自然景観はそれ自体が良好な景観資源であるとともに、市街地や集落などの背後景観としての役割を果たし、市の景観の基盤となっている。また、市内のいたるところで豊富な自然環境の雰囲気を感じ、住む人に潤いとやすらぎを与え、訪れる人に驚きと感動を与える源となる重要な景観要素となっている。

ア) 山並み・森林の景観

本市は、全体に平坦地が少なく起伏に富んだ地形を有しており、平戸島は比較的大きな起伏があるが、その他の地域は小さな起伏が連なる低平な丘陵地となっている。また、九州本土に位置する田平は、全体的になだらかな丘陵地で、南から北に向かって緩やかに傾斜した台地状の地形となっている。

また、本市の総土地面積の50%以上が林野となっており、安満岳などの標高の高い山岳を中心として、市域全体に森林が分布している。このため、様々な場所から豊富な緑の景観を望むことができ、市街地や田園・集落などの背後景観となっている。

森林の大半は、スギ・ヒノキの人工林や、繰り返し伐採されてきた薪炭林が施業放棄されたものと考えられるスダジイやアカガシが優占しているが、西海国立公園や北松県立公園に指定されている地域などには、照葉樹林帯の自然植生や貴重な植物群落も多く分布している。この他、平戸島の川内峠、生月島の山頭草原、田平の中瀬草原など、草原植生となっている場所もみられる。



川内峠

イ) 海岸の景観

本市は、平戸島、生月島、大島、度島、高島、及び多数の島々、九州本土北西部の沿岸部に位置する田平で構成されており、非常に長い海岸線を有するのが特徴である。

西海国立公園や北松県立公園に指定されている地域をはじめとして、典型的なリアス式海岸が分布しており、田平の南部には九十九島の多島海もみられ、湾の多い複雑な地形の海岸景観を呈している。また、生月島西部塩俵の海蝕崖と大規模な柱状節理、大島の沖山断崖や大賀断崖など、落差の大きいダイナミックな地形の海岸景観がみられ、起伏の大きい本市の地形条件を特徴づける景観要素となっている。このほか、根獅子の浜や千里ヶ浜などの砂浜海岸も点在しており、海水浴場などとして利用されている。



根獅子の浜

ウ) 河川の景観

起伏に富んだ島々の地形のため、総じて、源流部から海岸までの距離が短い短小な河川であり、平戸島の神曾根川の 9.3km が最長となっている。川幅の大きな河川はないが、文化財にも指定される橋梁(幸橋)を伴って平戸旧城下町を流れる鏡川や戸石川など、市の景観に個性を与える河川も分布している。

田園・集落景観(漁業集落を含む)

海岸線が複雑であるため多くの入り江があり、かつ、起伏の多い山並みが海岸線まで迫っているという平坦地が少ない地形条件のため、田園・集落景観(漁業集落を含む)は海岸付近や谷あい点に点在している。特に傾斜地の棚田・段畑での耕作や、牧畜が営まれる牧草地は、本市の代表的な田園・集落の景観となっている。これらの景観は平戸の人々が永きに亘って築いてきた生活の風景であり、固有の風土の中で形成されてきた原風景とも言える大切な景観である。

ア) 棚田・段畑の景観

農林業は本市の基幹産業の一つだが、平坦地が少ない地形のため、耕作は主に谷あいの斜面を利用した棚田・段畑で行われており、米、いちご、アスパラガス、葉たばこ、たまねぎ、みかん、メロン、菌床しいたけなどが生産されている。

高齢化による後継者不足などにより、耕作放棄が進み遊休農地が増加する傾向にあるが、依然として多くの棚田・段畑では、田植え時期の田毎の水面、中秋の黄色に色づく稲穂や彼岸花、果樹の実りなど季節感のある生業の景観が保たれている。特に、生月島や平戸島の西海岸、大島には石積みの棚田・段畑が多く分布しており、平戸市における典型的な田園景観を今に伝えている。



飯良町の棚田

イ) 牧草地の景観

本市では、古くから牧野に放たれた牛が草を食む姿がみられた。特に、生月島ではかつて、ほとんどの農家が役牛として牛を飼っていたという。このような背景もあり、昭和 30 年頃から肉牛などの畜産が盛んに行われるようになったが、現在では、広い面積の牧野が残されているのは、生月島の山頭草原など限られた地域となった。遠方に海を臨み牛が草を食む草原の景観は、島の生活を色濃く残した平戸市の代表的な田園景観と言える。



山頭草原

ウ) 集落の景観

農林漁業の集落は、棚田・段畑や山地の緑、広大な海の景観を背景に、沿岸に点在する漁港や谷あいの耕作地の近傍などに分布している。

また、江戸時代に捕鯨業が大変盛んであったため、生月島の壱部浦や館浦は、捕鯨業で得た富を背景に発達し、現在は遠洋漁業なども行う大きな漁業集落となっている。同じく捕鯨業が盛んであった大島の的山や神浦の集落では、伝統的港町の雰囲気を残す独特の景観が形成されている。



館浦の集落

市街地景観

市街地景観は、交通拠点ともなっている平戸港及び平戸大橋の周辺部と、交通量の多い一般国道 204 号に近接し松浦鉄道の鉄道駅となっているたばら平戸口駅周辺に分布しており、これらの地域に商店やオフィスなどの商業地や住宅地が立地している。

ア) 平戸港及び平戸大橋周辺

平戸港及び平戸大橋を中心とする地域は、本市の中心市街地であり、市役所や病院、郵便局、銀行、小売店舗などが集積し、県北地域北部の中心的な商業・業務の拠点となっている。

一帯には、平戸城などの歴史的文化遺産が数多く残されているとともに、平戸港付近を中心としてホテルなど宿泊施設も立地しており、本市への来訪者の多くが立ち寄る観光拠点ともなっている。このほか、平戸島への陸路での交通結節点となっている平戸大橋、大島や度島への航路を有する平戸港といった交流拠点としての性格を持つ地域でもある。



平戸大橋

川内峠から連なる緑地がこの地域の背後景観となっており、良好な市街地景観を構成する重要な要素となっている。また、中心部には崎方公園や亀岡公園が整備されており、緑地の多い市街地景観を形成している。

イ) たびら平戸口駅周辺

松浦鉄道たびら平戸口駅周辺から田平港にかけては、郵便局や銀行、公民館、小売店舗などが集積し、田平の中心的な役割を担う商業・業務地となっている。また、このような中に、住宅地などの用途が混在している。

当該地域は、九州本土に位置する市街地であり、一般国道204号により市外の松浦方面や佐世保方面とも連絡して、市外からの陸路での玄関口となっている。



たびら平戸口駅周辺

道路景観

交通量の多い一般国道などの幹線道路は、市内の各所を結び、周辺の自然景観、田園・集落景観、市街地景観と一体となって連続性のある空間を構成し、本市の景観を一体的なものとしてまとまりをあたえている。

本市には、主に次のような幹線道路がある。

表：主要な幹線道路

名称	概要
1.一般国道204号	田平港を中心に松浦方面と佐世保方面を結ぶ。
2.一般国道383号	平戸島東側の沿岸や中央部の山間を南北に縦貫し、平戸市街地と平戸島南部を結ぶ。
3.主要地方道平戸田平線	平戸島北側及び西側の沿岸を通して、平戸市街地と生月島及び平戸西海岸地区を結ぶ。
4.主要地方道獅子津吉線	平戸島の中央部を東西に縦貫し、獅子町、紐差町、前津吉町などを結ぶ。
5.主要地方道平戸生月線	生月島の東側を縦貫し、生月島の主要な集落を結ぶ。
6.一般県道田ノ浦平戸港線	平戸市街地と田ノ浦を結ぶ。
7.一般県道薄香港線	平戸市街地と薄香港を結ぶ。
8.一般県道以前田平港線	田平の西側一帯の集落等と国道204号を結ぶ。
9.一般県道北松公園平戸口線	田平港とその周辺を結ぶ。
10.一般県道大根坂の山線	大島の主要な集落を結ぶ。
11.生月農免農道	生月島の西側の沿岸を縦貫する。西海岸サンセットウェイとも称される。
12.平戸大橋	平戸島と本土を連絡する橋梁。
13.生月大橋	平戸島と生月島を連絡する橋梁。

拠点景観（ランドマーク、各種景観資源）

城や教会などの地域のシンボルとなっている景観資源、島嶼地域である平戸を象徴する平戸大橋や生月大橋といった大規模な橋梁や標高のある山岳などは、景観の目標物となって住民のみならず来訪者の印象に残りやすく、市の景観を特徴づける重要な拠点景観である。

拠点景観は、住む人に郷土への愛着を育むとともに、市の基幹産業の一つである観光産業の発展に寄与するかけがえのない財産とも言える。

主要なランドマークとして、次のようなものがある。



宝亀教会



田平天主堂



平戸城

表：主要なランドマーク

ア．山田教会	イ．平戸教会	ウ．松浦史料博物館
エ．平戸城	オ．最教寺	カ．田平天主堂
キ．宝亀教会	ク．紐差教会	ケ．番岳
コ．白岳（大久保町）	サ．小富士山	シ．城山
ス．垣ノ岳	セ．安満岳	ソ．川内峠
タ．上床	チ．慈眼岳	ツ．白岳（中津良町）
テ．佐志岳	ト．屏風岳	ナ．浜岳
ニ．志々伎山	ヌ．中江ノ島	ネ．黒子島

眺望景観（眺望点からの景観）

大小の島々で構成され、起伏の多い地形条件を有する本市では、平戸大橋、生月大橋といった島と島を結ぶ交通の結節点から瀬戸の景観、平戸瀬戸、辰ノ瀬戸の沿岸部からの対岸景観、鯛の鼻や川内峠といった高い場所から島全体を見渡すパノラマ景観など、各所に良好な眺望景観がある。

眺望景観は、住民のみならず来訪者の心に平戸市全体のイメージとして強く印象づけられるものであり、島を多く有する平戸市固有の地理的特徴を表すものである。

主要な眺望点として、次のような場所がある。



宝亀漁港から宝亀教会への眺望

表：主要な眺望点

A．平の辻農村公園	B．大慈灯台	C．生月島免鷲進(西海岸サセットウエイ)
D．山頭草原	E．生月大橋	F．鯛の鼻
G．白岳（大久保町）	H．平戸城	I．崎方公園
G．平戸大橋	K．川内峠	L．宝亀森林公園
M．京崎公園	N．宝亀教会	O．志々伎山
P．田平公園	Q．田平天主堂	R．中瀬草原

平戸市の景観の構造



(5) 人口(出典:平成22年国勢調査)

1) 人口・世帯数

平成22年10月1日現在の平戸市の人口は、34,905人であり、人口規模は長崎県総人口の2.4%を占め、長崎県下42市町村のうち第8位となっている。

平成22年の人口と平成17年の人口を比較すると、実数で3,484人、率にして9.1%の減少となった。

平戸市の人口は、昭和35年以降減少に転じており、その要因は、日本経済の高度成長に伴う労働力人口の都市集中化によるところが大きく、平戸市が第1次産業を中心とした農漁業を主体とする産業構造を有していることから、第2次、第3次産業を主産業とする都市部に急速に吸収されていったことによるものと考えられる。

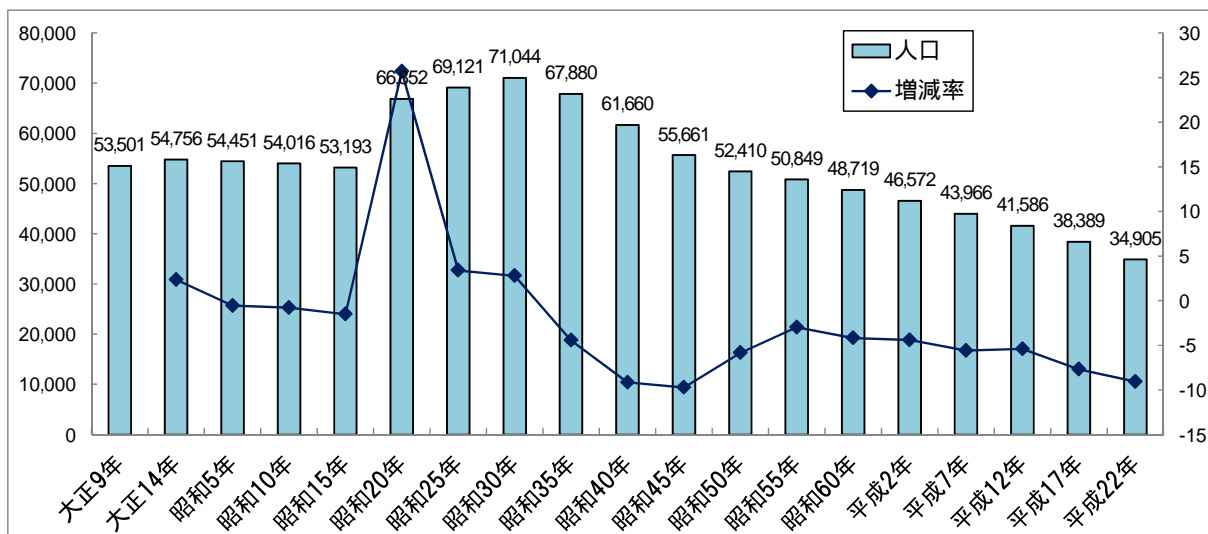


図: 平戸市の人口及び人口増減率の推移

平成22年の世帯数は12,885世帯、うち一般世帯数は12,837世帯である。一般世帯の1世帯当たり人員は2.72人で、昭和30年(5.47人)と比べると半数近くになっているとともに、年々、世帯規模の縮小傾向が続いている。

世帯の構造は、「夫婦と子供から成る世帯」が19.1%、「単身世帯」が26.7%、「夫婦のみの世帯」が22.2%、「3代世帯」が14.1%と続く。このうち、「単身世帯」及び「夫婦のみの世帯」のうち65歳以上のいる世帯の割合は、50%を超えており、世帯の高齢化が進んでいる。

表: 人口総数及び増加数(資料: H22 国勢調査)

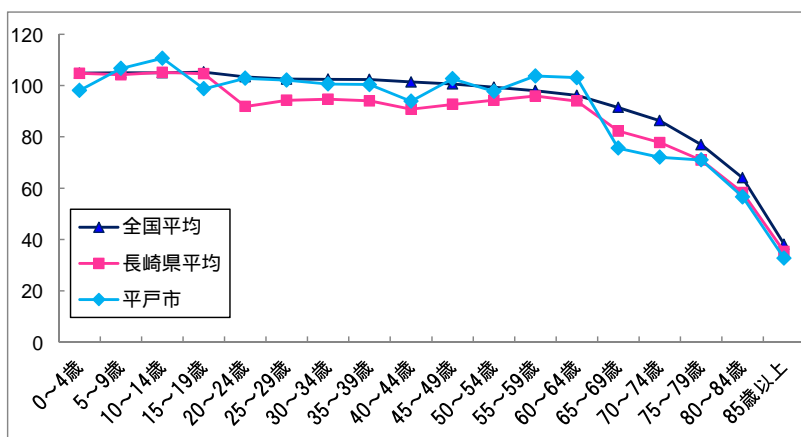
区 域	平成7年	7年~12年の増減		平成12年	12年~17年の増減		平成17年	17年~22年の増減		平成22年
	人口(人)	人口(人)	率(%)	人口(人)	人口(人)	率(%)	人口(人)	人口(人)	率(%)	人口(人)
行政区域	43,966	-2,380	-5.4	41,586	-3,197	-7.7	38,389	-3,484	-9.1	34,905
都市計画区域計	-	-	-	14,582	-758	-5.2	13,824			
平戸都市計画区域	12,483	-1,633	-13.1	10,850	-519	-4.8	10,331			
用途地域指定区域	6,152	-516	-8.4	5,636	-169	-3.0	5,467			
用途地域指定外区域	6,331	-1,117	-17.6	5,214	-350	-6.7	4,864			
田平都市計画区域	-	-	-	3,732	-239	-6.4	3,493			
用途地域指定区域	-	-	-	-	-	-	-			
用途地域指定外区域	-	-	-	-	-	-	-			

平成22年度国勢調査の地域別人口の集計が未公表のため、空欄

2) 年齢別人口の推移 (出典：平成 22 年国勢調査)

平戸市の人口を男女別にみると、男性が 16,187 人、女性が 18,718 人で女子が多く、人口性比 (女性 100 人に対する男性の数) は 86.5、全国の人口性比 95.1、長崎県の人口性比 87.8 を下回る。

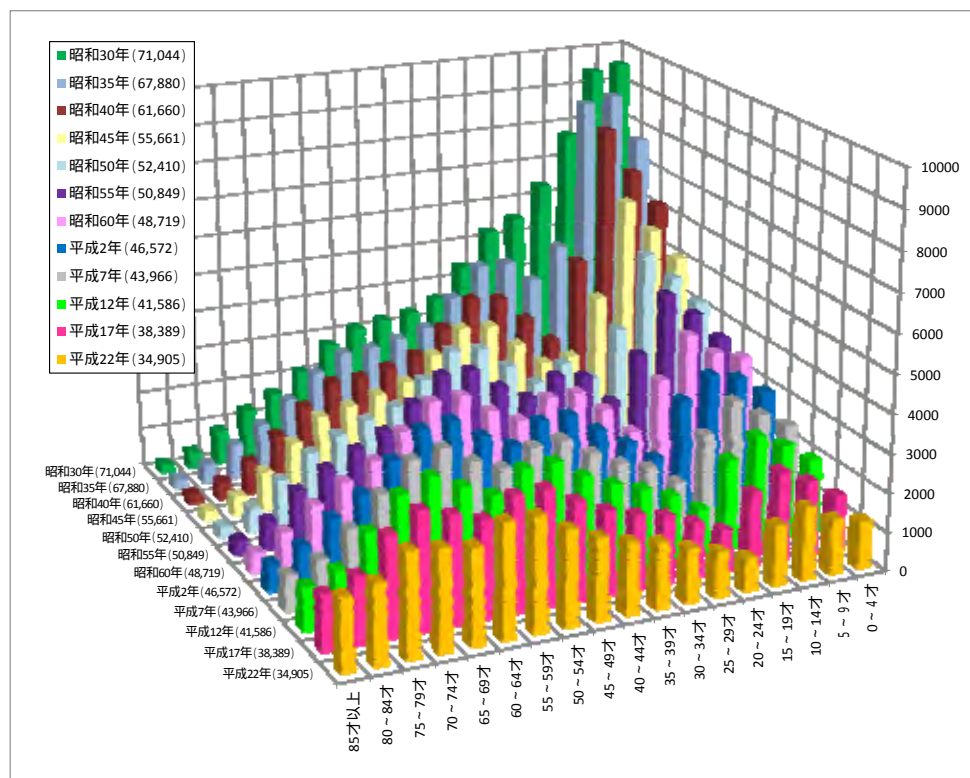
人口性比を年齢階級別にみると、55 歳から 64 歳は全国平均より高いが、全般的に低い傾向にあり、特に 65 歳から 74 歳は突出して低く、昭和 30 年代からの産業構造の変化による、都市部への人口流出によるものと思われる。



図：年齢(5歳階級)別人口比

昭和 30 年からの 5 歳階級別人口の推移をしてみると、総人口で 36,139 人の減少となっている。そのうち年少人口 (14 歳以下) は 22,213 人の減少、生産年齢人口 (15 歳 ~ 64 歳) は 21,028 人の減少となっているが、老年人口は逆に 7,102 人の増加となっている。

昭和 30 年からすると、総人口で 50.1% 減少しており、前回調査時からも 9.1% の減少となっている。その中でも年少人口の減少は著しく、昭和 30 年の 1 世帯当たりの子供の数 (14 歳以下) は 2.0 人であったが、平成 22 年は 0.34 人となり、少子化が急激に進んでいる。



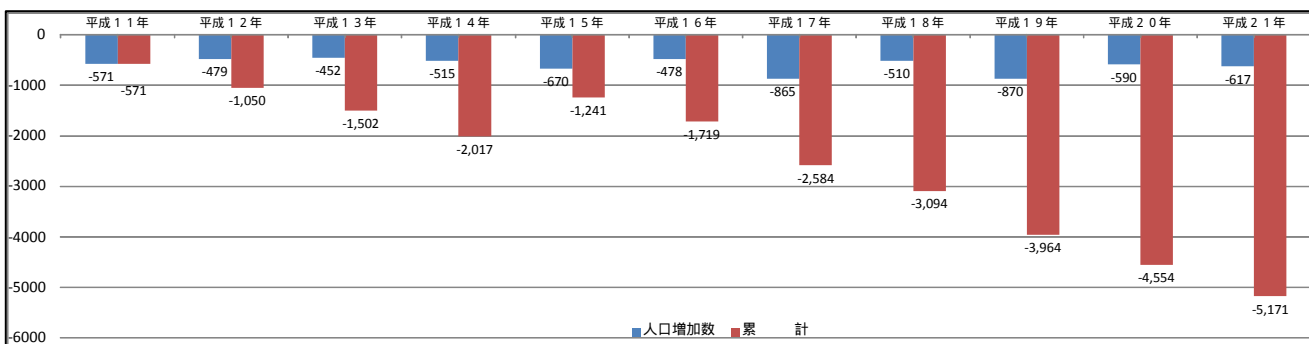
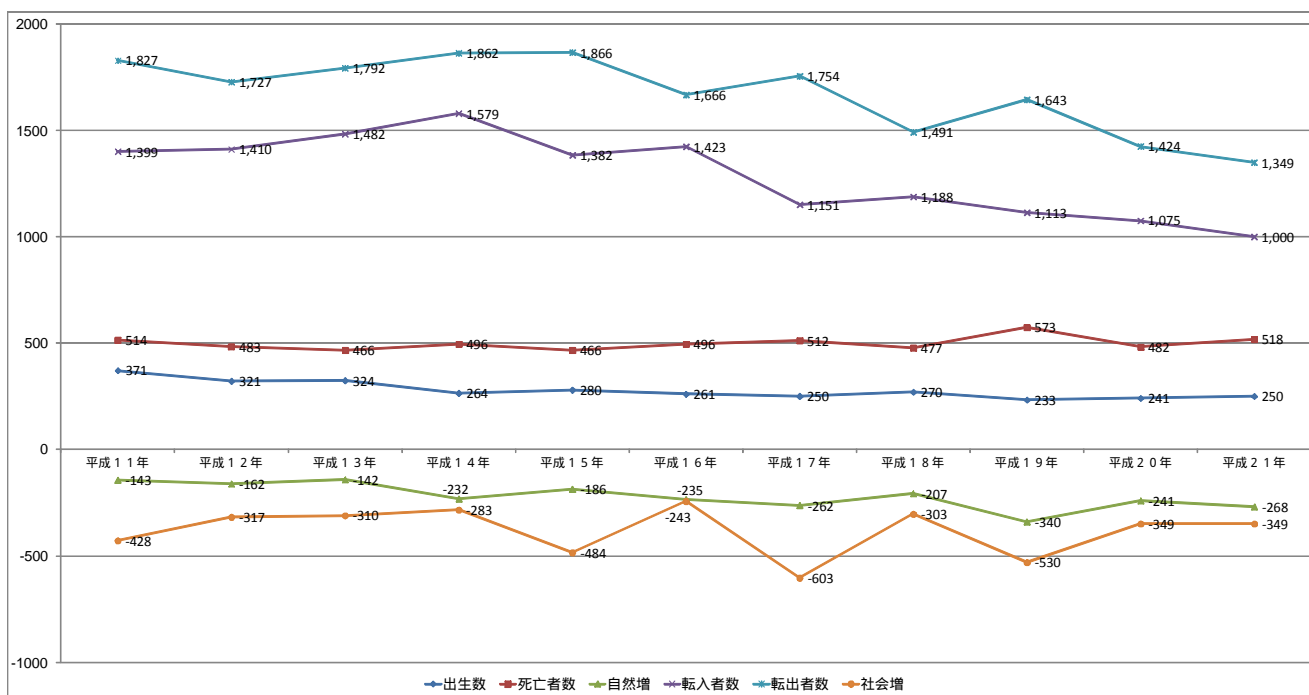
図：年齢別人口推移 (5才階級)

3) 人口増減の内訳 (出典：都市計画基礎調査)

出生数の低下や転入者よりも転出者が多いため、年々、人口の社会減が続いている状況にあり、平成11年から平成21年までの間に、約6,600人の減少となっている。

		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
	出生数	371	321	324	264	280	261	250	270	233	241	250
	死亡者数	514	483	466	496	466	496	512	477	573	482	518
	自然増	-143	-162	-142	-232	-186	-235	-262	-207	-340	-241	-268
	転入者数	1,399	1,410	1,482	1,579	1,382	1,423	1,151	1,188	1,113	1,075	1,000
	転出者数	1,827	1,727	1,792	1,862	1,866	1,666	1,754	1,491	1,643	1,424	1,349
	社会増	-428	-317	-310	-283	-484	-243	-603	-303	-530	-349	-349
人口増加数		-571	-479	-452	-515	-670	-478	-865	-510	-870	-590	-617
累 計		-571	-1,050	-1,502	-2,017	-2,687	-3,165	-4,030	-4,540	-5,410	-6,000	-6,617

平成22年度国勢調査の人口移動集計はH24年1月公表予定



図：人口増減の内訳

4) 流出・流入別人口(出典:平成22年国勢調査)

平戸市の就業者・通学者数は年々減少しており、平戸市への流入よりも流出のほうが多くなっている。流出先の第1位は松浦市、第2位は佐世保市であり、年々流出率が上がっている。

	常住地による就業者・通学者数		流出		従業地・通学地による就業者・通学者数	流入		従業者・通学者数の従/常比率							
	就業者・通学者数	流出率	就業者・通学者数	流出率		就業者・通学者数	流入率								
平成7年	22,915	16.3	3,741	16.3	21,902	12.5	1.0								
平成12年	21,227	18.8	3,999	18.8	20,234	14.9	1.0								
平成17年	19,427	13.7	2,669	13.7	18,436	9.1	0.9								
平成22年															
流出先															
流出率第1位			流出率第2位			流出率第3位			流出率第4位			流出率第5位			
	市町名	流出数	流出率	市町名	流出数	流出率	市町名	流出数	流出率	市町名	流出数	流出率	市町名	流出数	流出率
平成7年	松浦市	589	2.6	佐世保市	498	2.2	江迎町	311	1.4	鹿町町	257	1.1	佐々町	82	0.4
平成12年	松浦市	674	3.2	佐世保市	576	2.7	江迎町	277	1.3	鹿町町	252	1.2	佐々町	110	0.5
平成17年	松浦市	719	3.7	佐世保市	658	3.4	江迎町	273	1.4	鹿町町	206	1.1	佐々町	181	0.9
平成22年															
流入先															
流入率第1位			流入率第2位			流入率第3位			流入率第4位			流入率第5位			
	市町名	流入数	流入率	市町名	流入数	流入率	市町名	流入数	流入率	市町名	流入数	流入率	市町名	流入数	流入率
平成7年	松浦市	437	2.0	佐世保市	350	1.6	江迎町	268	1.2	鹿町町	177	0.8	佐々町	87	0.4
平成12年	佐世保市	414	2.0	松浦市	411	2.0	江迎町	284	1.4	鹿町町	155	0.8	佐々町	123	0.6
平成17年	佐世保市	454	2.5	松浦市	433	2.3	江迎町	239	1.3	鹿町町	187	1.0	佐々町	176	1.0
平成22年															

平成22年度国勢調査の従業地・通学地集計はH24年6月公表予定

5) 産業別就業人口 (出典: 平成 17 年国勢調査報告)

平成 17 年の就業者の産業 3 部門別割合は、第 1 次産業 23.1%、第 2 次産業 18.0%、第 3 次産業 58.6%となっている (分類不能 0.2%)。昭和 30 年は、第 1 次産業が 69.0%で第 1 次産業主体の産業構造であったが、第 3 次産業の割合が増加し、昭和 60 年には第 3 次産業割合が第 1 次割合を上回り、第 3 次産業中心の産業構造に変わってきた。これは、第 1 次産業従事世帯の若者の流出による後継者不足、兼業農家の高齢化に伴う離農、第 1 次産業の低所得化等に起因するものが多いと考えられる。

平成 22 年度国勢調査の産業等基本集計は H24 年 4 月公表予定

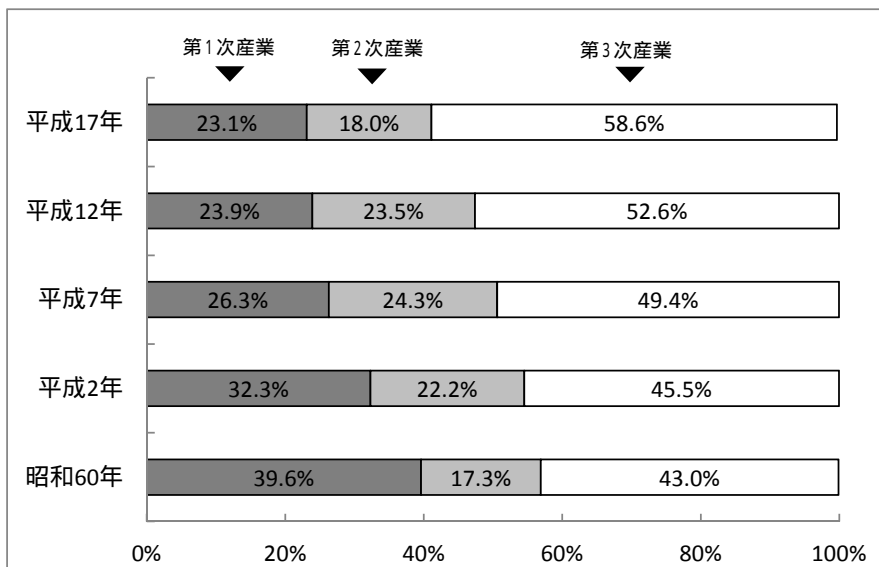


図: 産業 3 部門別割合の推移

就業者の産業大分類別割合は、「サービス業」が 33.4%で最も高く、第 1 次産業割合 (23.1%) より上回っている。次いで「卸売・小売業、飲食店」が 14.6%、「建設業」が 10.8%と続いている。また、就業者の職業分類では、「生産工程・労務作業者」が 23.5%と最も高く、「農林漁業作業者」が 22.0%、「事務従事者」が 12.8%と続く。

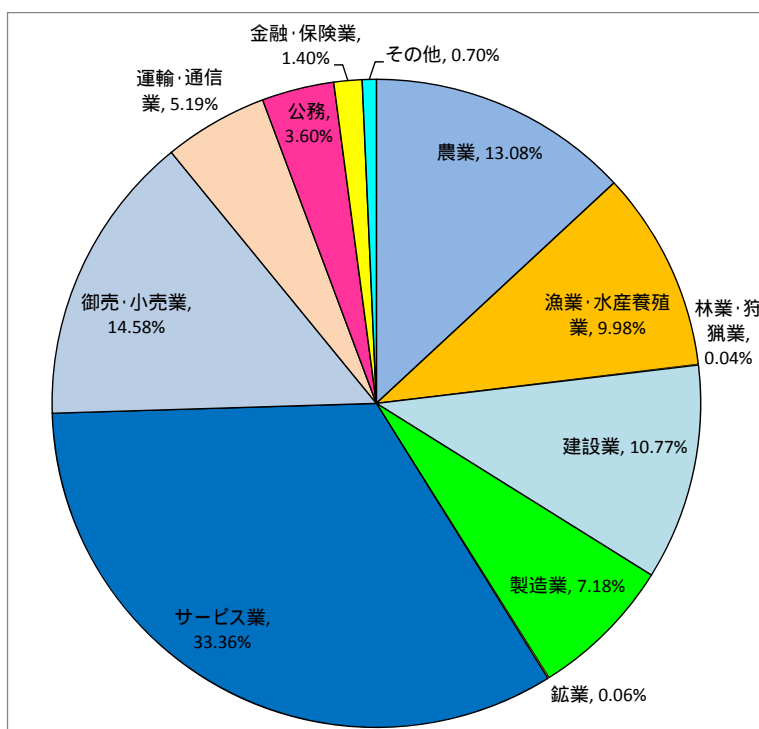
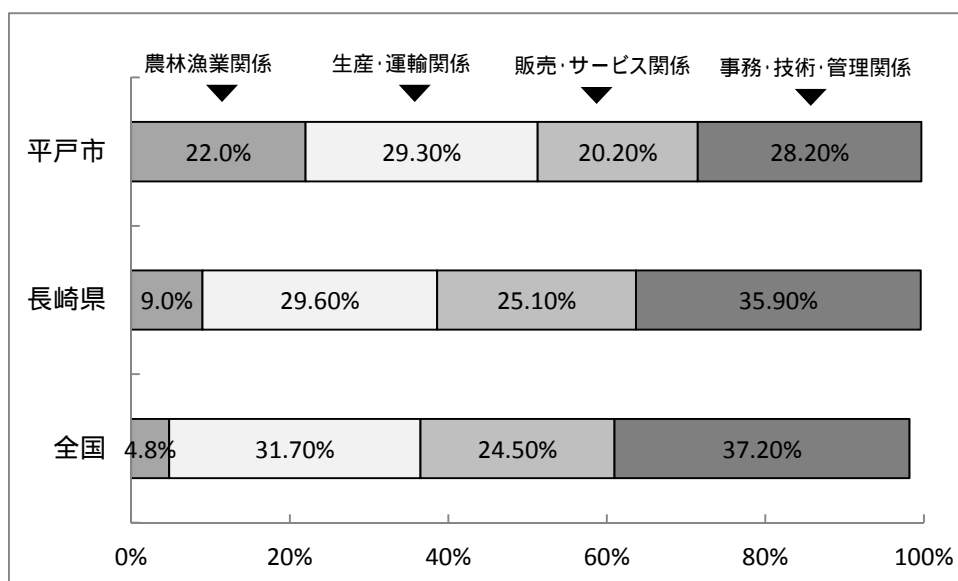


図: 産業別就業人口の割合 (17 年)

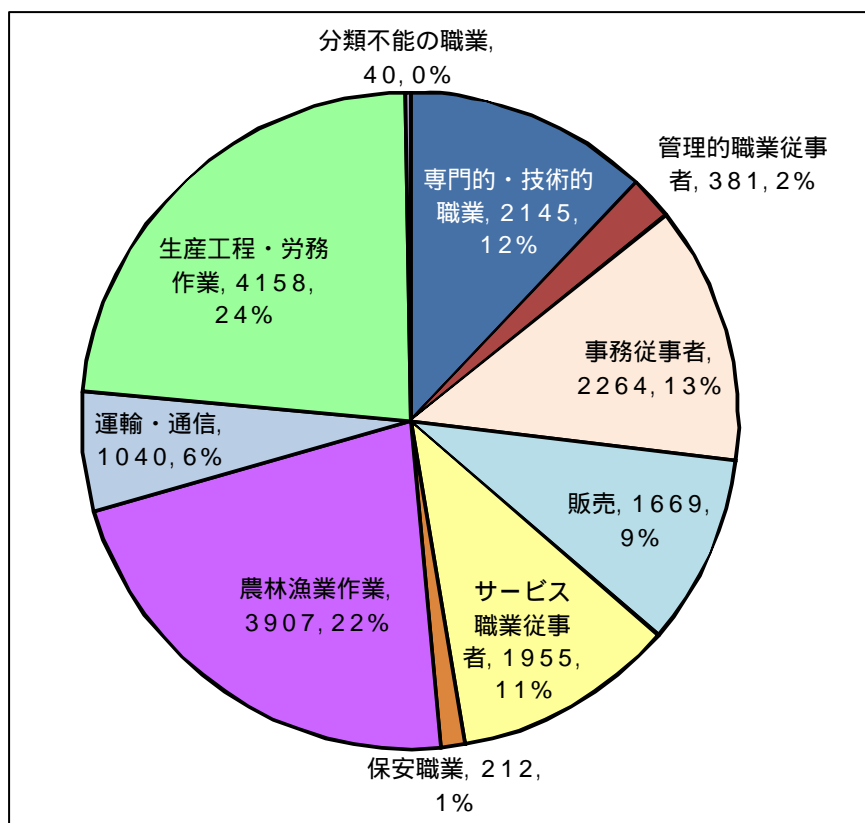
就業者の職業4部門別割合は、農林漁業関係職業が22.0%、生産・運輸関係職業が29.3%、販売・サービス関係職業が20.2%、事務・技術・管理関係職業が28.2%で、全国平均、長崎県平均と比較すると、農林漁業関係職業の割合が高く、事務・技術管理関係職業の割合が極めて低い。



図：職業（4部門）別割合

職業大分類別割合をみると、「生産工程・労務作業」の割合が23.5%と最も高く、「農林漁業作業」が22.0%、「事務従事者」が12.8%と続く。

全国平均、県平均に比べ「農林漁業作業」（全国4.8%、長崎県9.0%）の割合が高い。



図：職業（大分類）別就業者数

(6) 産業

1) 市の産業 (出典: 都市計画基礎調査「資料: 事業所、企業統計調査」)

産業別に事業所数の推移をみると、第1次産業は微減であるが、従業者数は半減している。第2次産業は事業所数、従業者数共に減少傾向にある。

また、第3次産業については、不動産業とサービス業において事業所数、従業者数ともに増加傾向がみられる。

産業大分類		平成 8 年		平成 13 年		平成 18 年	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
第 1 次産業	農林漁業	29	1,050	26	610	26	507
第 2 次産業	鉱業	1	21	1	16	2	18
	建設業	272	2,416	254	2,115	234	1,317
	製造業	141	1,943	135	1,452	122	1,107
第 3 次産業	卸売業、小売業	958	3,349	884	3,373	643	2,424
	金融・保険業	25	277	22	226	22	213
	不動産業	24	36	28	50	49	73
	運輸・通信業	60	675	67	577	55	549
	電気・ガス・水道業	8	65	8	62	8	75
	サービス業	740	5,164	706	5,064	868	5,692
	公務	49	654	49	695	44	602
合 計		2,307	15,650	2,180	14,240	2,073	12,577

2) 農業 (出典: 農業センサス)

総農家数は減少しているが、専業農家数は増加し、兼業農家が減少している。

農業算出額の内訳としては、肉用牛の割合が大きく、次いで米となっている。

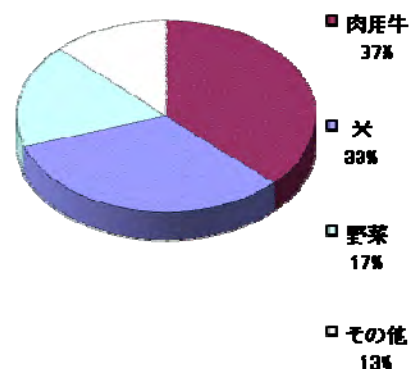
表: 農家数の推移・比較 (単位: 戸)

総農家数		専業農家		兼業農家					
平成 17 年	平成 22 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 17 年		平成 22 年			
				1 種	2 種	1 種	2 種	1 種	2 種
3023	2812	423	549	1680	245	1435	1325	216	1109

表: 農業算出額 (単位: 千万円、「資料: 平成18年生産農業所得統計」)

耕種計	243	畜産計	167
米	134	肉用牛	153
いも類	17	その他	14
野菜	72		
果実	4		
花き	2		
工芸農作物	11		
種苗・苗木類・その他	2		
合計	411		

農業産出額の内訳



3) 水産業（出典：漁港港勢調査）

本市の地形は、リアス式海岸で変化に富んでおり、長い海岸線によって形成されている。入り江には33箇所の漁港があり、対馬海流の影響により、周辺には良好な漁場が多く存在している。

しかしながら、漁業は沿岸漁業を主体とした小規模な経営体である。

本市の水産漁協は平成20年度時点で7組合、組合員数は3,372人となっている。

表：海面漁業漁獲量（単位：t）

	生月	平戸	田平	大島	合計
平成6年	99,760	7,167	256	611	107,794
平成10年	69,299	5,910	189	567	75,965
平成15年	52,043	5,662	328	509	58,542
平成20年	58,614				58,614

4) 工業（出典：経済産業省による工業統計調査）

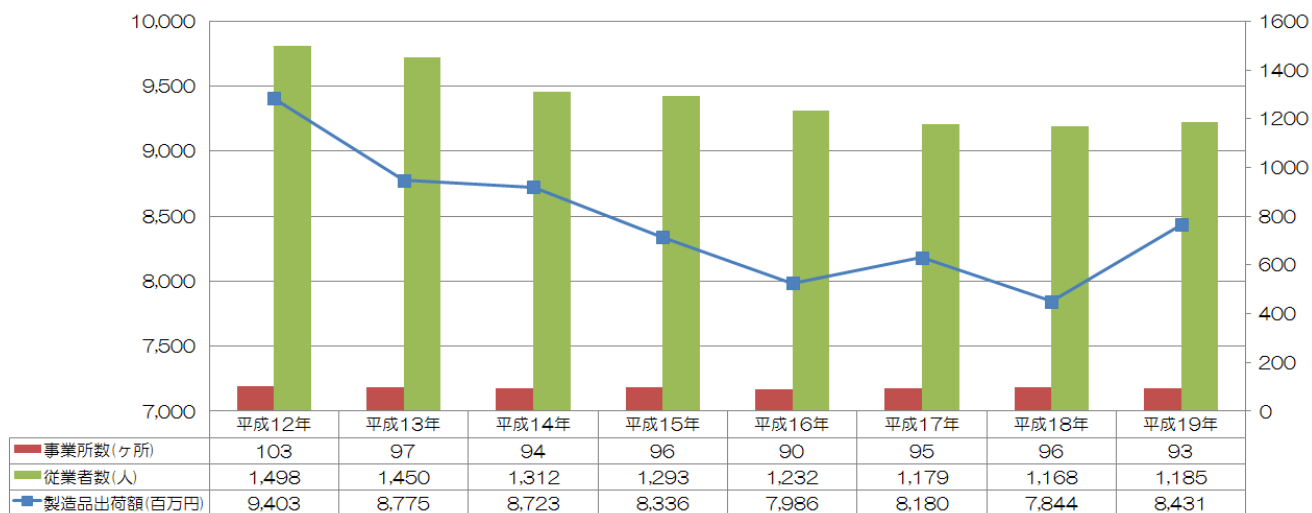
製造品出荷額、事業所数、従業者数ともに、平成12年以降は減少傾向が続いていたが、平成16年以降は、比較的横ばい状況にある。ただし、従業者数の減少率が高まっている傾向が見られる

表：製造品出荷額、事業所数、従業者数等の推移（単位：ヶ所・人・万円）

調査年	製造品出荷額(百万円)	事業所数(ヶ所)	従業者数(人)
平成12年	9,403	103	1,498
平成13年	8,775	97	1,450
平成14年	8,723	94	1,312
平成15年	8,336	96	1,293
平成16年	7,986	90	1,232
平成17年	8,180	95	1,179
平成18年	7,844	96	1,168
平成19年	8,431	93	1,185

製造品出荷額（万円）

事業所数、従業者数（ヶ所・人）

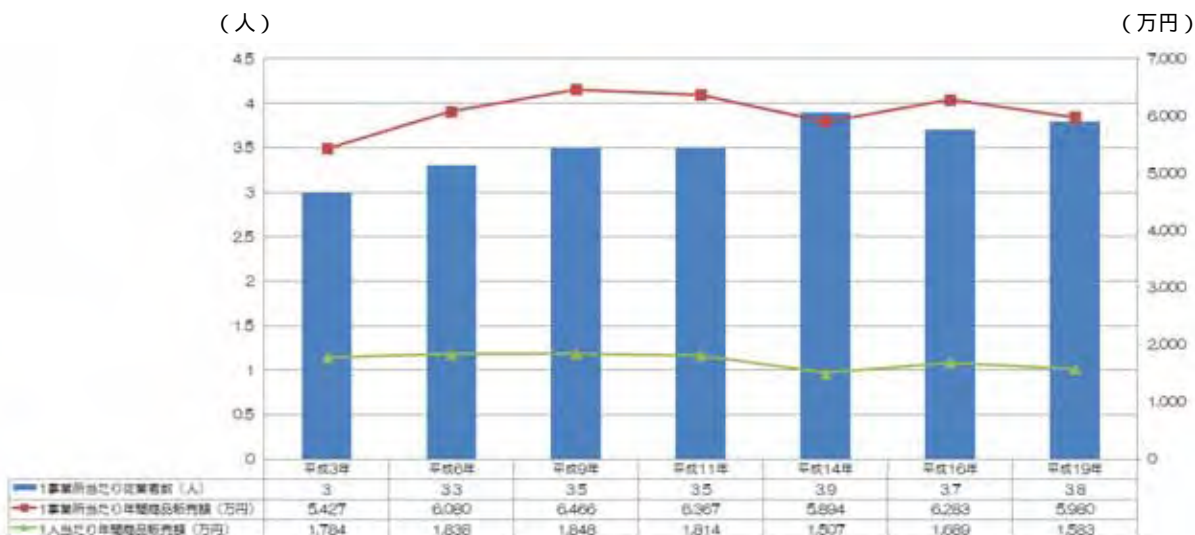
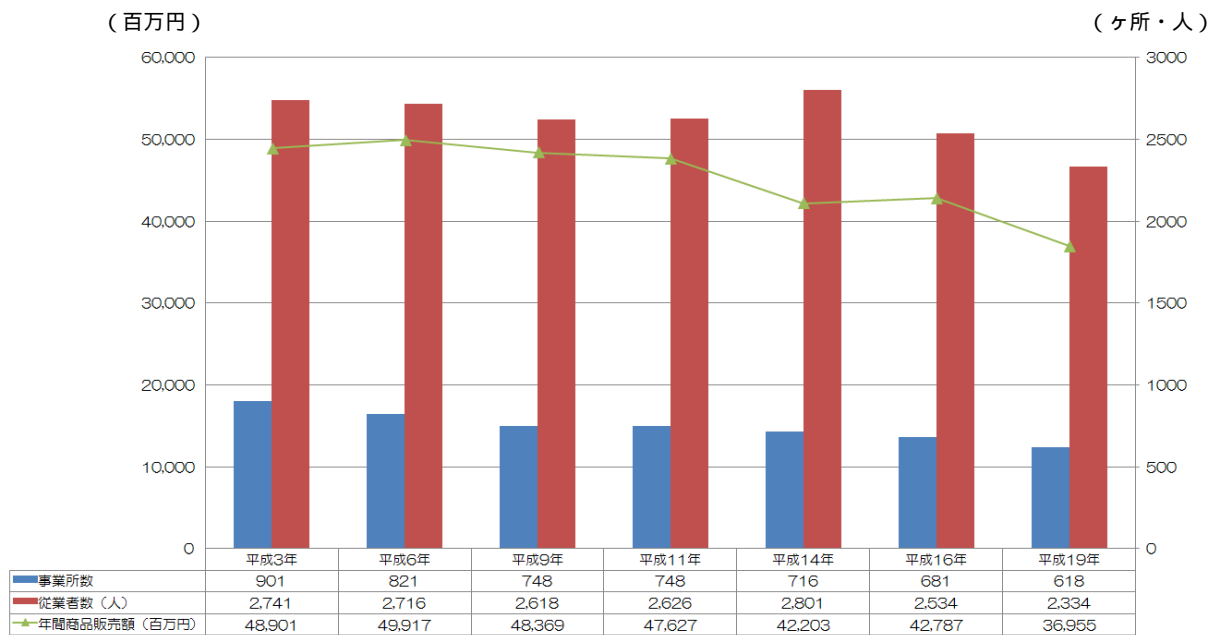


5) 商業 (出典: 経済産業省による商業統計調査)

特に事業所数の減少が著しく、従業者数、年間商品販売額も年々減少傾向にある。全体の事業所数が減っているため、1事業所当たりの販売額は微増傾向にあるものの、1人当たりの年間販売額が低下しており、全体としては減少している。

表: 商業販売額、事業所数、従業者数等の推移 (単位: ケ所・人・円)

調査年	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	1事業所当たり	1事業所当たり	1人当たり
				従業者数(人)	年間商品販売額(万円)	年間商品販売額(万円)
平成3年	901	2,741	48,901	3.0	5,427	1,784
平成6年	821	2,716	49,917	3.3	6,080	1,838
平成9年	748	2,618	48,369	3.5	6,466	1,848
平成11年	748	2,626	47,627	3.5	6,367	1,814
平成14年	716	2,801	42,203	3.9	5,894	1,507
平成16年	681	2,534	42,787	3.7	6,283	1,689
平成19年	618	2,334	36,955	3.8	5,980	1,583



(7) 観光(出典:平戸市観光統計)

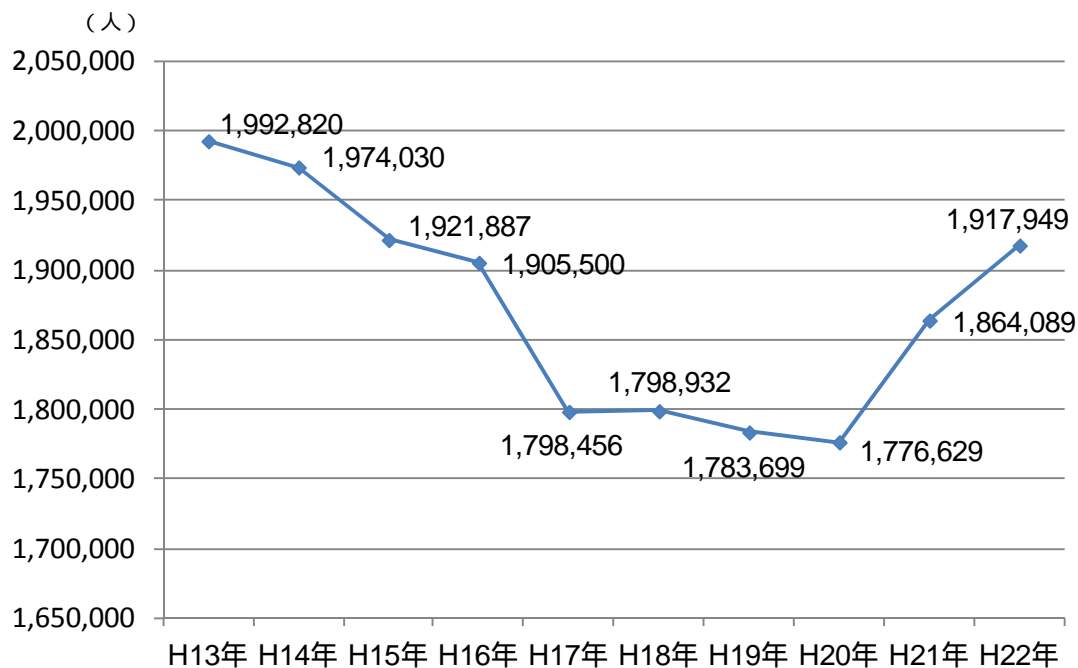
1) 観光客数

観光客数は、平成20年ごろまでは減少傾向がみられたが、平成21年、22年において回復傾向をみせている。

宿泊客の減少傾向は続いているが、日帰り客の増加がみられる。

表: 観光客数の推移(延数、単位:人)

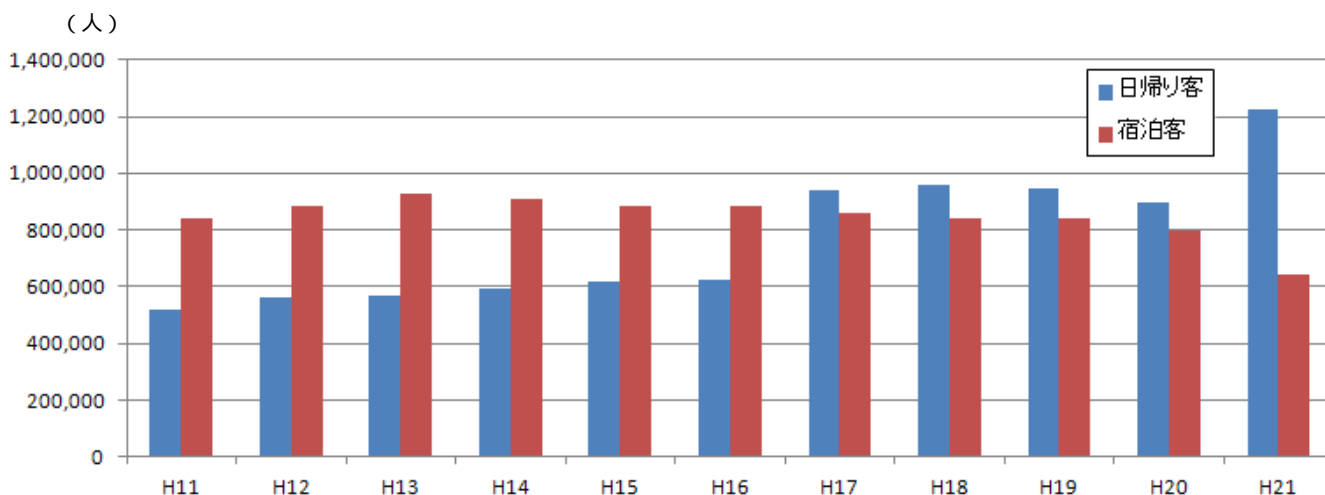
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1,992,820	1,974,030	1,921,887	1,905,500	1,798,456	1,798,932	1,783,699	1,776,629	1,864,089	1,917,949



2) 観光客の内訳

表: 観光客の内訳(日帰り・宿泊、単位:人)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
日帰り客	516,480	561,414	565,905	593,069	615,605	622,992	940,116	956,193	944,485	899,149	1,224,054
宿泊客	840,743	886,742	927,143	907,444	886,408	882,025	858,340	842,739	839,214	794,317	640,035



(8) 土地利用 (出典 : 平成 22 年度都市計画基礎調査)

1) 土地利用現況

本市の都市計画区域における土地利用のうち、自然的土地利用が 1,489.8ha、都市的土地利用が 567.2ha となっている。

内訳としては、自然的土地利用のうち、森林が多く 833.8ha、都市的土地利用については住宅用地が多く、236.8ha となっている。

都市計画区域合計 (単位 : ha)

分 類	土 地 利 用 別 面 積 (ha)		
	用途地域指定区域	用途地域指定外区域	合 計
田	15.8	191.4	207.2
畑	19.5	177.1	196.6
森林	104.7	729.1	833.8
水面	2.7	18.7	21.4
その他の自然地	18.1	212.7	230.8
自然的土地利用 計	160.8	1,329.0	1,489.8
住宅用地	76.6	160.2	236.8
商業用地	12.6	23.6	36.2
工業用地	3.7	17.8	21.5
公益施設用地	23.5	51.4	74.9
道路用地	33.0	89.3	122.3
交通施設用地	1.0	8.7	9.7
公共空地	12.8	24.8	37.6
その他の公的施設用地	0.0	0.0	0.0
その他の空地	6.0	22.2	28.2
都市的土地利用 計	169.2	398.0	567.2
都市計画区域 合計	330.0	1,727.0	2,057.0

2) 農林地現況(出典:平成22年度都市計画基礎調査)

都市計画区域のうち、農業振興地域は主に平戸都市計画区域に指定されており、178.5haとなっている。保安林については、平戸都市計画区域に8.2ha、田平都市計画区域には2.4haとなっている。

都市計画区域合計(単位:ha)

	農 地			森 林		
	農振農用地	その他の農地	農地計	保安林	その他の森林	森林計
用途地域指定区域	0.0	35.3	35.3	5.3	99.4	104.7
用途地域指定外区域	178.5	190.0	368.5	5.3	723.8	729.1
合 計	178.5	225.3	403.8	10.6	823.2	833.8

資料:農林地現況図(面積は計測による)

平戸都市計画区域(単位:ha)

	農 地			森 林		
	農振農用地	その他の農地	農地計	保安林	その他の森林	森林計
用途地域指定区域	0.0	35.3	35.3	5.3	99.4	104.7
用途地域指定外区域	172.8	100.7	273.5	2.9	472.9	475.8
合 計	172.8	136.0	308.8	8.2	572.3	580.5

資料:農林地現況図(面積は計測による)

田平都市計画区域(単位:ha)

	農 地			森 林		
	農振農用地	その他の農地	農地計	保安林	その他の森林	森林計
用途地域指定区域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
用途地域指定外区域	5.7	89.3	95.0	2.4	250.9	253.3
合 計	5.7	89.3	95.0	2.4	250.9	253.3

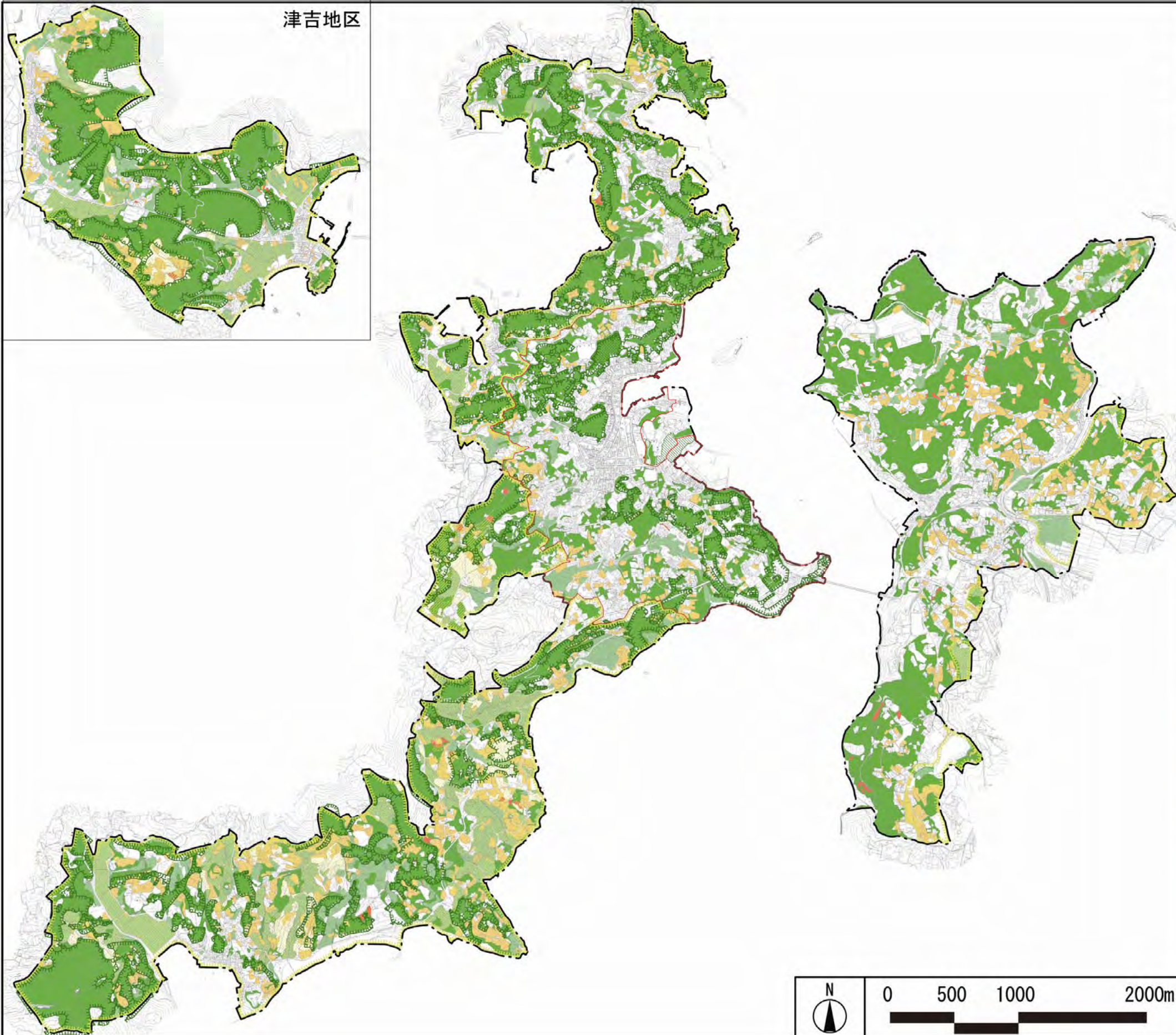
資料:農林地現況図(面積は計測による)

津吉地区




平成22年度
都市計画マスタープラン基礎調査



3-(5)農林地現況図

図面
番号 No. 6 縮尺 1:10,000 長崎県平戸市



凡例

-  農業振興地域
-  農用地区域
-  田
-  畑
-  樹園地
-  森林
-  森林計画区域
-  保安林

-  都市計画区域
-  用途地域

3) その他の法適用状況(出典:平成22年度都市計画基礎調査)

平戸市には、西海国立公園区域が指定されており、主には都市計画区域外の指定となっているが、都市計画区域内の一部に、特別地区の指定がある。

また、都市計画区域の南部を中心に、地すべり防止区域が指定されている。




津吉地区

平成22年度
都市計画マスタープラン基礎調査

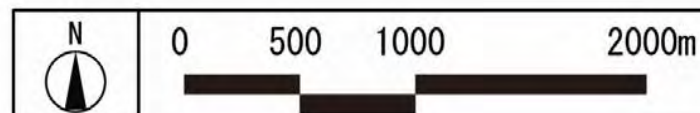
3-(7)法適用現況図

図面
番号 No. 8 縮尺 1:10,000 長崎県平戸市

凡例

-  農業振興地域
-  農用地区域
-  森林計画区域
-  保安林
-  自然公園区域
-  自然公園特別地域
-  自然公園特別保護区
-  地滑り防止区域
-  急傾斜地崩壊危険区域

-  都市計画区域
-  用途地域



4) 地域地区の決定状況（出典：平成 22 年度都市計画基礎調査）

用途地域の指定状況は、平戸都市計画区域にのみ指定されており、平戸港を中心とする市街地において商業地域に指定しており、隣接する北部、東部、南部を近隣商業地域に指定している。

国道 383 号沿線は第一種及び第二種住居地域に指定しており、その他の丘陵地については、おおむね第一種低層及び第一種中高層住居専用地域となっている。

◆平戸都市計画区域

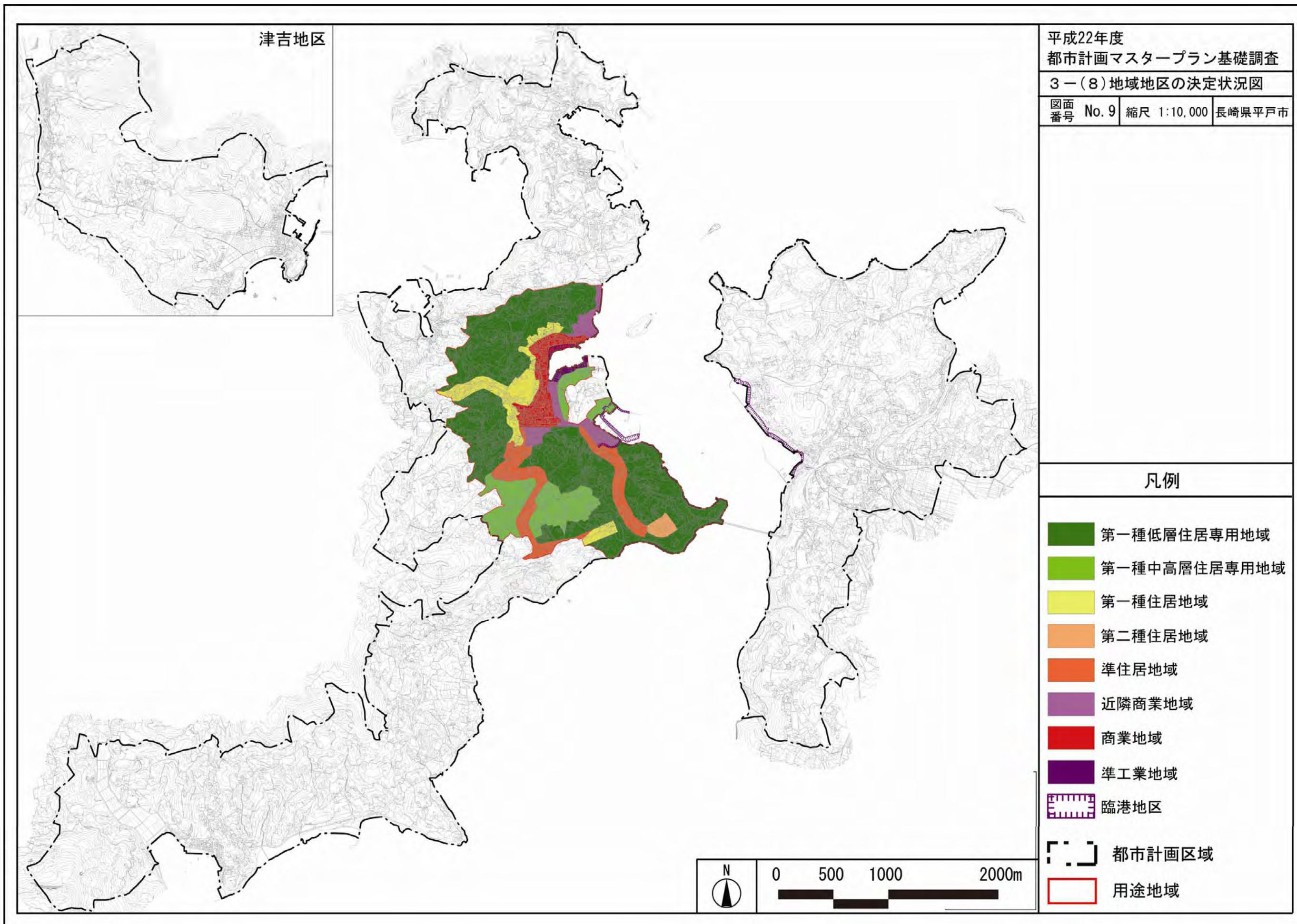
地域地区	箇所名	面積(ha)	決定主体	最終決定年月日	備考
第一種低層住居専用地域	平戸都市計画区域	186	平戸市	平成 14 年 3 月 1 日	
第一種中高層住居専用地域	平戸都市計画区域	43	〃	〃	
第一種住居地域	平戸都市計画区域	26	〃	〃	
第二種住居地域	平戸都市計画区域	4	〃	〃	
準住居地域	平戸都市計画区域	33	〃	〃	
近隣商業地域	平戸都市計画区域	14	〃	〃	
商業地域	平戸都市計画区域	20	〃	〃	
準工業地域	平戸都市計画区域	4	〃	〃	
臨港地区	平戸港	4.0	〃	平成 18 年 3 月 15 日	当初決定 昭和 40 年 6 月 14 日

資料：庁内資料

◆田平都市計画区域

地域地区	箇所名	面積(ha)	決定主体	最終決定年月日	備考
臨港地区	田平港	3.8	田平町	平成 15 年 5 月 16 日	

資料：庁内資料



5) 新築状況(出典:平成22年度都市計画基礎調査)

平成12年度から平成21年度までの都市計画区域における新築状況については、主に平戸都市計画区域において、住宅系の件数が多数を占めている。また、用途白地地域での新築が半数近くを占めている。

平戸都市計画区域

地区 番号	地区名	新築件数					敷地面積	建築面積	延床面積
		住宅 (件)	商業 (件)	工業 (件)	その他 (件)	合計 (件)	合計(m ²)	合計(m ²)	合計(m ²)
1-0	大久保1	9	0	0	0	9	3,596	896	1,243
1-0	御部屋ノ坂	0	0	0	1	1	287	10	10
1-0	田原崎	2	0	0	0	2	1,083	220	293
1-0	薄香越1	1	0	0	0	1	355	119	188
1-0	西の久保	2	0	0	0	2	484	106	130
1-0	崎方	4	0	0	1	5	1,616	981	3,047
1-0	岩の上	1	0	0	0	1	181	57	102
1-0	亀岡	3	1	1	2	7	3,121	1,366	1,644
1-0	新町	10	6	0	1	17	4,963	2,472	6,259
1-1	寺の坂	1	0	0	0	1	788	138	169
1-1	戸石川	13	2	1	0	16	8,592	1,515	2,533
1-1	清水川	17	1	0	1	19	7,646	2,211	3,542
1-1	白浜	2	0	0	0	2	1,109	260	394
1-1	中の崎	0	0	0	0	0	0	0	0
1-1	稗田	5	1	0	0	6	2,391	705	863
1-1	下大垣	9	0	0	0	9	5,157	1,099	1,519
1-1	大膳原	23	1	0	0	24	7,233	2,079	3,179
1-1	上大垣	6	0	0	0	6	2,994	719	1,248
用途地域計(平戸都市計画区域)		108	12	2	6	128	51,596	14,953	26,363
2-0	神埼	1	0	0	0	1	486	87	130
2-0	曲り1	5	1	0	1	7	3,331	614	707
2-0	曲り2	4	0	0	0	4	2,074	509	598
2-0	田助在	1	0	0	0	1	0	65	65
2-0	田助浦	5	0	0	0	5	1,030	408	591
2-0	幸の浦	5	0	0	1	6	1,229	853	1,647
2-0	中の原1	0	0	0	0	0	0	0	0
2-0	中の原2	3	0	0	0	3	1,303	316	359
2-0	大久保2	3	0	0	0	3	1,034	284	334
2-1	薄香越2	3	1	0	2	6	1,536	704	1,015
2-1	梅崎	1	0	0	0	1	241	146	300
2-1	薄香越3	6	0	2	0	8	3,876	822	1,036
2-1	杉山	6	3	0	0	9	9,476	1,167	1,446
2-1	明の川内	6	1	0	0	7	4,046	1,029	1,580

地区 番号	地区名	新 築 件 数					敷地 面積 合計 (㎡)	建築 面積 合計(㎡)	延床 面積 合計(㎡)
		住宅 (件)	商業 (件)	工業 (件)	その他 (件)	合計 (件)			
2-1	大野 1	1	0	0	0	1	556	176	298
2-1	大野 2	3	0	0	0	3	1,977	338	422
2-1	大山	2	0	0	1	3	4,031	597	597
2-1	川内在 1	0	0	0	0	0	0	0	0
2-1	川内在 2	3	0	0	1	4	4,345	1,031	1,146
2-2	川内浦	9	0	0	2	11	2,642	1,016	1,778
2-2	中野大久保	1	1	0	1	3	1,051	336	336
2-2	前津吉浦	5	0	0	1	6	1,329	619	829
2-2	神上 1	3	0	0	0	3	1,261	423	565
2-2	神上 2	0	0	0	0	0	0	0	0
2-2	前津吉浜	4	0	0	0	4	1,630	489	548
2-2	田代	1	0	0	1	2	959	197	230
2-2	津吉元 1	2	1	1	0	4	2,763	671	902
2-2	津吉元 2	1	0	0	0	1	0	158	158
2-2	津吉中央	4	1	0	2	7	2,251	536	577
2-3	岩の上	0	0	0	0	0	0	0	0
2-3	亀岡	0	0	0	0	0	0	0	0
用途白地域計(平戸都市計画区域)		88	9	3	13	113	54,457	13,591	18,194
平戸都市計画区域		196	21	5	19	241	106,053	28,544	44,557

資料：建築確認申請書

田平都市計画区域

地区 番号	地区名	新 築 件 数					敷地 面積 合計 (㎡)	建築 面積 合計(㎡)	延床 面積 合計(㎡)
		住宅 (件)	商業 (件)	工業 (件)	その他 (件)	合計 (件)			
3-01	大久保	2	0	0	0	2	1,358	242	301
3-02	野田	2	1	0	1	4	13,483	1,277	1,386
3-03	永久保	3	0	0	0	3	1,329	519	576
3-04	釜田	0	0	0	0	0	0	0	0
3-05	日の浦	2	0	0	0	2	1,186	184	248
3-06	里	3	0	0	0	3	1,278	290	477
3-07	永田	6	0	0	0	6	5,062	1,133	1,742
3-08	坊田	0	0	0	0	0	0	0	0
3-09	小手田	1	0	0	0	1	2,414	151	220
3-10	瀬戸山	3	0	0	1	4	3,429	640	784
田平都市計画区域		22	1	0	2	25	29,539	4,436	5,734

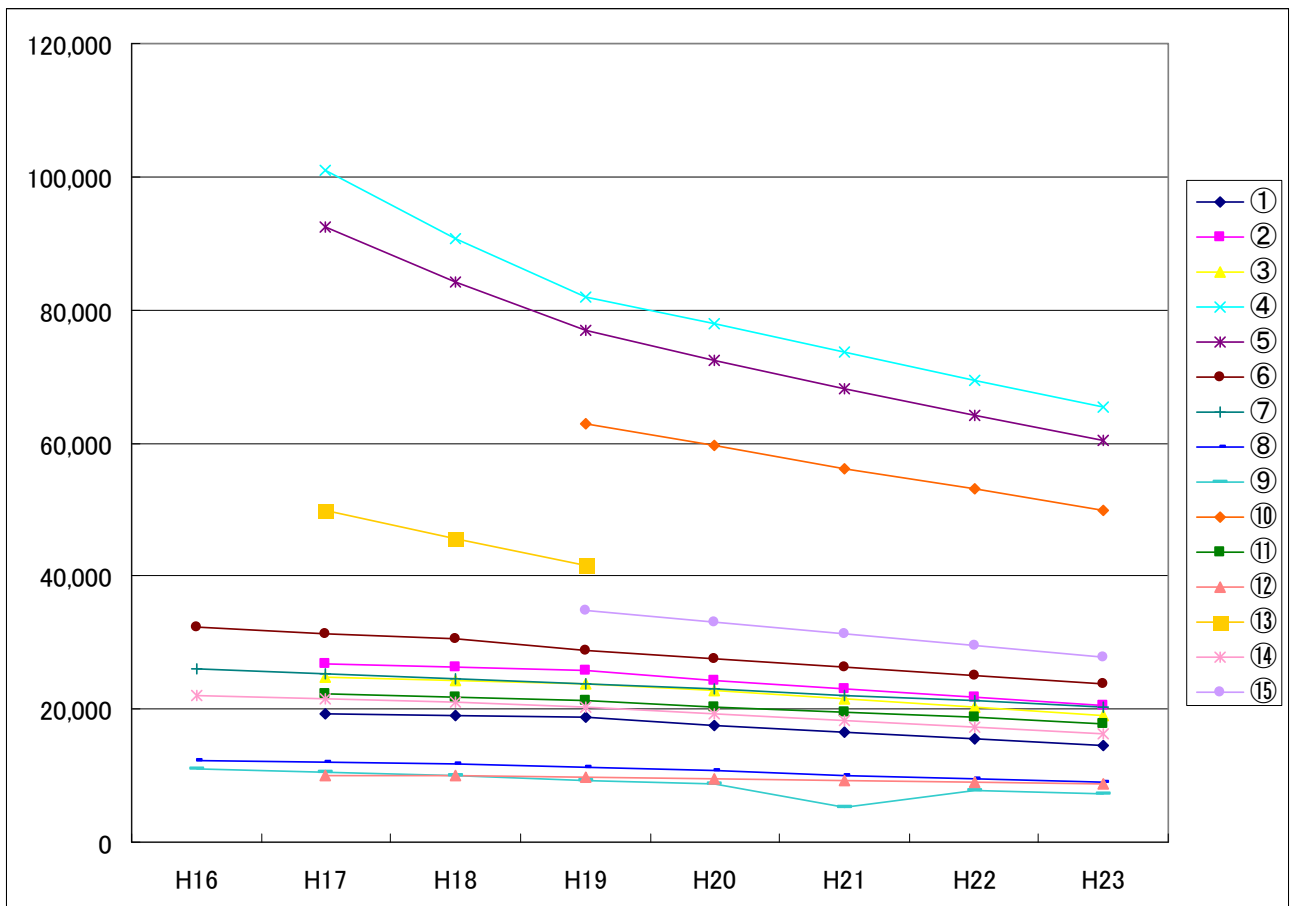
資料：建築確認申請書

6) 地価動向

地下については一様に下落しており、地価が高い地点ほど下落率が高くなっている。

基準地 番号	所在地	土地利用の状 況	標準価格 (円)							
			H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
①	岩の上町字岩の上	第一種低層住 居専用地域	-	19,200	19,000	18,700	17,600	16,600	15,600	14,600
②	戸石川町字池田	第一種低層住 居専用地域	-	26,900	26,300	25,700	24,400	23,100	21,800	20,600
③	鏡川町字薄香浦	用途地域指定 外区域	-	24,900	24,400	23,900	22,700	21,500	20,300	19,100
④	木引田町字木引田 町	商業地域	-	101,000	90,800	81,900	77,800	73,700	69,500	65,400
⑤	新町字新町	商業地域	-	92,500	84,300	77,000	72,400	68,100	64,100	60,300
⑥	鏡川町字鏡川	第一種住居地 域	32,200	31,400	30,500	28,900	27,500	26,200	25,000	23,700
⑦	大久保町東大久保	第一種低層住 居専用地域	26,100	25,400	24,600	23,800	23,000	22,100	21,300	20,200
⑧	前津吉町字二ノ坪	用途地域指定 外区域	12,400	12,100	11,700	11,300	10,700	10,100	9,510	8,950
⑨	岩の上町字中山	第一種中高層 住居専用地域	11,100	10,500	9,900	9,300	8,800	5,300	7,850	7,340
⑩	崎方町字崎方町	商業地域	-	-	-	63,000	59,500	56,000	53,000	49,800
⑪	田平町山内免字百 合野	用途地域指定 外区域	-	22,200	21,700	21,200	20,300	19,500	18,700	17,900
⑫	田平町大久保免字 釜田	用途地域指定 外区域	-	10,100	10,000	9,840	9,510	9,200	8,950	8,700
⑬	田平町山内免字日 ノ浦	用途地域指定 外区域	-	49,900	45,600	41,700	-	-	-	-
⑭	田平町小手田免字 井川	用途地域指定 外区域	22,000	21,500	21,000	20,400	19,400	18,400	17,400	16,400
⑮	田平町山内免字日 ノ浦	商業地域	-	-	-	34,700	33,000	31,300	29,500	27,800

資料：地価公示、県地価調査



(9) 都市施設等 (出典：平成 22 年度都市計画基礎調査)

1) 道路網現況

本市の道路網は、国道 383 号が平戸都市計画区域を南北に走り市の骨格となっており、国道 204 号が田平都市計画区域の海岸沿いを走っており、佐世保市や松浦市方面に接続する広域幹線道路としての役割を果たしている。

都市計画道路の指定は、平戸都市計画区域のみとなっている。

都市計画道路の見直しを行った結果、5 路線については都市計画道路の廃止が決定し、亀岡循環線の整備が完了すると、都市計画道路全体の整備が完了することになる。

◆平戸都市計画区域

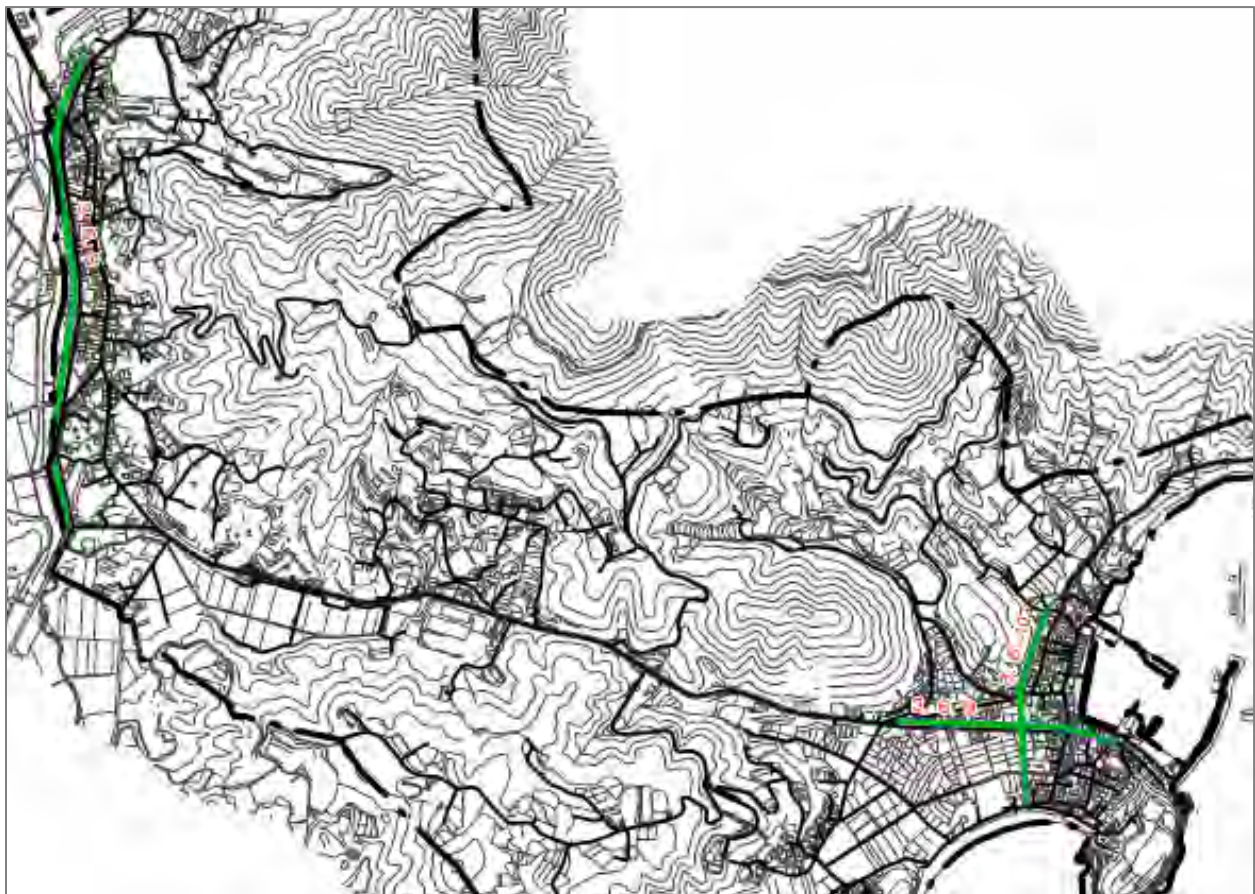
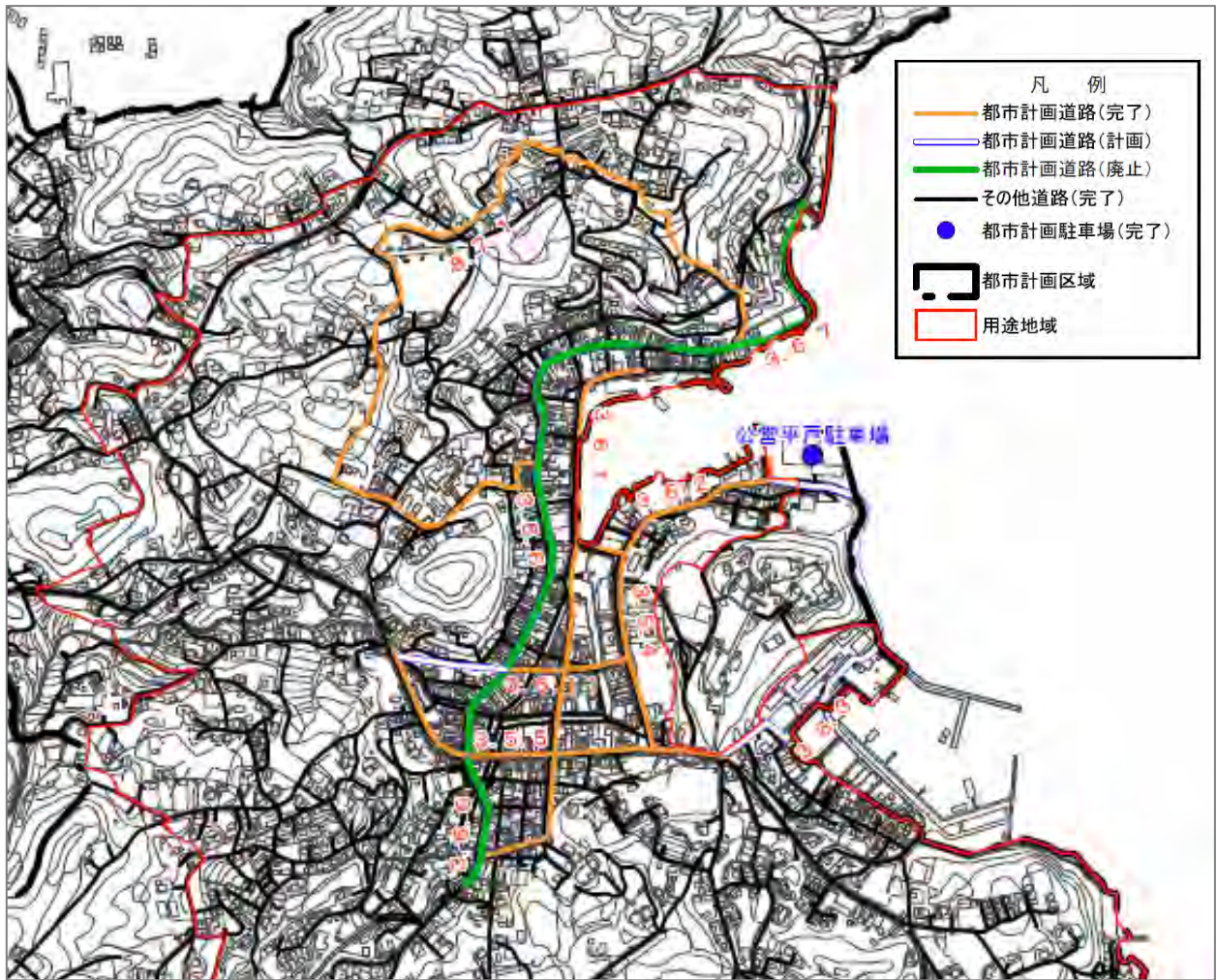
番号	路線名	計 画 決 定			施工済 延長 (m)	未施工 延長 (m)	整備率 (%)	備考
		年 月 日	幅 員 (m)	延 長 (m)				
3.6.1	平戸志々伎線	S45.9.21	11	1,110	1,110	0	100.0	
3.6.2	臨港線	S45.9.21	11	470	470	0	100.0	
3.6.3	亀岡循環線	S45.9.21	8	820	0	820	0.0	
3.5.4	土肥町線	S45.9.21	15	350	350	0	100.0	
3.5.5	亀岡新町線	S45.9.21	15	700	700	0	100.0	
3.6.6	崎方魚棚線	S45.9.21	8	1,200	0	1,200	0.0	廃止
3.6.7	平戸田助線	S45.9.21	8	550	0	550	0.0	廃止
3.6.8	古田前津吉線	S45.9.21	8	940	0	940	0.0	廃止
3.6.9	津吉前津吉線	S45.9.21	11	520	0	520	0.0	廃止
3.6.10	田原線	S45.9.21	8	480	0	480	0.0	廃止
3.6.11	亀岡上町線	S45.9.21	11	450	450	0	100.0	
8.7.1	勝尾岳線	S51.3.18	4.5	2,140	2,140	0	100.0	
合 計				6,040	5,220	4,510	86.4	

※施工済延長は、庁内資料による

資料：庁内資料

名 称	計 画 決 定			供 用		備 考
	年 月 日	面 積 (ha)	台 数 (台)	面 積 (ha)	台 数 (台)	
公営平戸駐車場	S58.11.4	0.29	96	0.29	96	平戸市
合 計		0.29	96	0.29	96	

資料：庁内資料



2) 交通量現況

交通量状況図により、平戸大橋付近の交通量は年々増加しており、平成22年では1日14,104台となっている。

平成17年と22年を比較して見ると、市北部の交通量については増加しているが、南部の交通量は減少している。

表：平戸大橋付近自動車類交通量（平日）

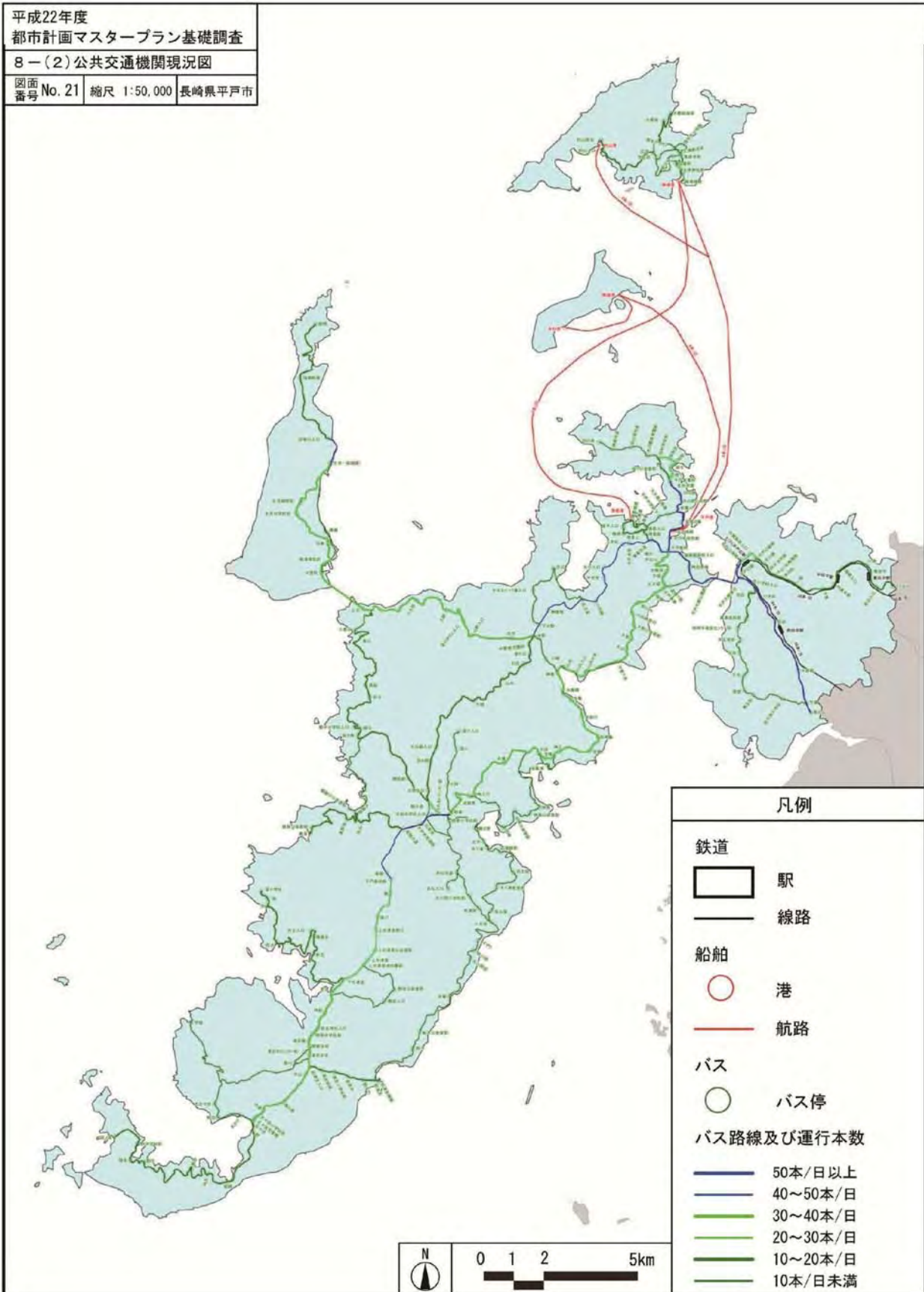
	路線名	交通量（台）	
		12時間	24時間
平成9年	一般国道383号	4,703	6,070
平成11年	一般国道383号	8,467	10,389
平成17年	一般国道383号	10,115	12,602
平成22年	一般国道383号	11,608	14,104

資料：「国土交通省ホームページ」道路交通データ 道路交通センサス



図：交通量状況図

3) 公共交通施設現況 (出典: 平成 22 年度都市計画基礎調査)

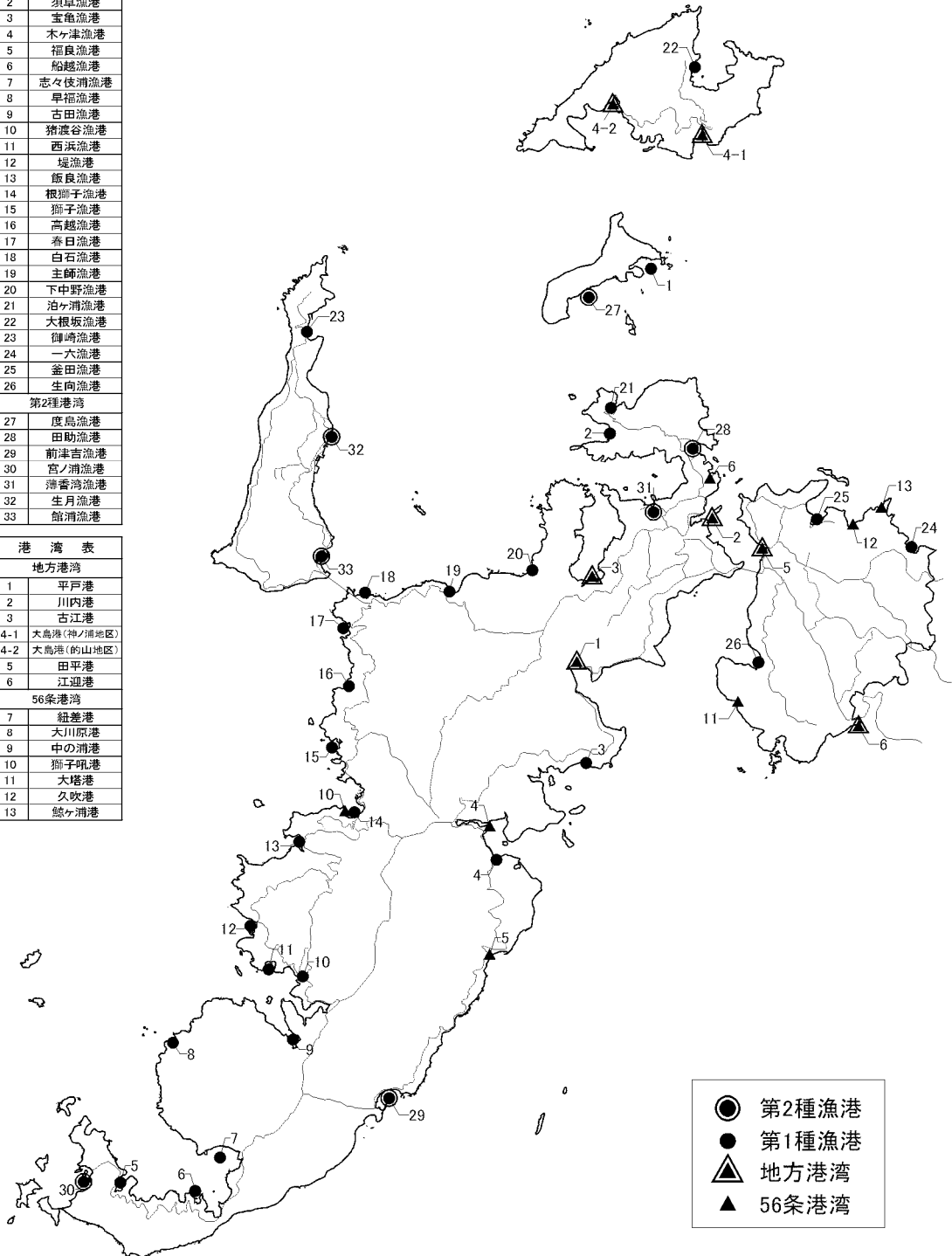


4) 漁港・港湾

本市は周囲を良好な海域に囲まれていることもあり、33箇所の漁港がある。
 港湾については、地方港湾が6箇所、56条港湾が7箇所整備されている。

漁港表	
第1種港湾	
1	飯盛漁港
2	須草漁港
3	宝魚漁港
4	木ヶ津漁港
5	福良漁港
6	船越漁港
7	志々伎浦漁港
8	早稲漁港
9	古田漁港
10	猪瀬谷漁港
11	西浜漁港
12	塚漁港
13	飯良漁港
14	根獅子漁港
15	獅子漁港
16	高越漁港
17	春日漁港
18	白石漁港
19	主師漁港
20	下中野漁港
21	泊ヶ浦漁港
22	大根坂漁港
23	御崎漁港
24	一六漁港
25	釜田漁港
26	生向漁港
第2種港湾	
27	度島漁港
28	田助漁港
29	前津吉漁港
30	宮ノ浦漁港
31	薄香湾漁港
32	生月漁港
33	館浦漁港

港湾表	
地方港湾	
1	平戸港
2	川内港
3	古江港
4-1	大島湾(神ノ浦地区)
4-2	大島湾(的山地区)
5	田平港
6	江迎港
56条港湾	
7	紐差港
8	大川原港
9	中の浦港
10	獅子吼港
11	大塔港
12	久吹港
13	鯨ヶ浦港



図：漁港・港湾現況図

5) 公園・緑地（出典：平成 22 年度都市計画基礎調査）

都市計画区域における総合公園は 3 箇所、近隣公園は 3 箇所、児童公園が 2 箇所となっている。一人当たりの公園緑地面積は 43 m²であり長崎県の平均 11.92 m²（H19 年度）の 3 倍以上であるが、身近に利用できる近隣公園や児童公園の数が少ない状況にある。

表：都市計画公園一覧

	番 号	名 称	種 別	計 画 決 定		供用面積 (ha)	備 考
				年 月 日	面 積 (ha)		
都市計画公園緑地	2.2.1	金比羅公園	児童公園	S45.9.21	0.15	0.15	
	2.2.2	天満公園	児童公園	H1.11.7	0.15	0.15	当初決定 S47年4月19日
	3.3.1	崎方公園	近隣公園	S51.7.23	2.50	2.50	当初決定 S32年12月9日
	3.3.2	丸山公園	近隣公園	S48.1.16	1.58	1.58	当初決定 S32年12月9日
	3.3.3	田助公園	近隣公園	S53.1.13	1.20	1.20	当初決定 S51年1月13日
	5.5.1	亀岡公園	総合公園	S58.11.4	10.40	10.40	当初決定 S32年12月9日
	5.5.2	平戸公園	総合公園	S48.1.16	14.40	14.40	
	5.5.3	田平公園	総合公園	S55.1.11	19.60	19.60	当初決定 S48年11月27日
	合 計				49.98	49.98	
その他の公園緑地	合 計					9.49	
総 計						59.47	
都市公園緑地整備水準	全体 59.47 ha ÷ 13,824 人 = 0.0043ha/人 （平戸都市計画区域 34.80 ha ÷ 10,331 人 = 0.0034ha/人） （田平都市計画区域 24.67 ha ÷ 3,493 人 = 0.0071ha/人）						

※都市公園緑地整備水準 = (供用面積総計) ÷ (都計区域内人口)

資料：庁内資料

6) 上水道（出典：平成 22 年度都市計画基礎調査）

平戸市の上水道の給水人口は 19,000 人余りで、普及率は 86.3%（平成 21 年度）となっている。

◆平戸都市計画区域

	地区名等	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
上水道	平戸	13,000	10,976	84.4
	中南部	9,500	8,451	89.0
	計	22,500	19,427	86.3
簡易水道	早福町	280	227	81.1
	計	280	227	81.1
専用水道	該当なし			
	計			
合計		22,780	19,654	86.3

資料：庁内資料

◆田平都市計画区域

	地区名等	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
上水道	該当なし			
	計			
簡易水道	田平	7,504	7,222	96.2
	計	7,504	7,222	96.2
専用水道	該当なし			
	計			
合計		7,504	7,222	96.2

資料：庁内資料

7) 下水路（出典：平成 22 年度都市計画基礎調査）

本市では公共下水道が整備されておらず、都市下水路は 7 路線、総延長は 3,694m（計画 4,510m）となっている。

◆平戸都市計画区域

都市下水路名	計 画 決 定				施工済 延 長 m	未施工 延 長 m	整備率 %
	年月日	延 長 m	幅 員 m	集水区域 面積 ha			
檜ノ木坂都市下水路	S49.3.15	350	1.2~0.9	18	350	0	100.0
黒岩川都市下水路	S49.3.15	200	2.1	54	200	0	100.0
戸石川都市下水路	S51.7.19	500	0.9~0.6	16	460	40	92.0
御部屋の坂都市下水路	S52.6.3	510	1.2~0.7	16	510	0	100.0
清水川都市下水路	S53.7.26	420	0.8~0.6	22	420	0	100.0
桜馬場都市下水路	S59.9.14	1,690	1.3~0.9	37	1,530	0	90.5
合 計		3,670		163	3,470	40	94.6

資料：庁内資料

◆田平都市計画区域

都市下水路名	計 画 決 定				施工済 延 長 m	未施工 延 長 m	整備率 %
	年月日	延 長 m	幅 員 m	集水区域 面積 ha			
日の浦都市下水路	S62.11.16	1,000	2.0~3.0	84	224	776	22.4
合 計		1,000		84	224	776	22.4

資料：庁内資料

8) 公共公益施設

本市の庁舎は、平戸本庁、3つの支所（田平、生月、大島）、3出張所（中部、南部、館浦）、1連絡所（度島）がある。

国や県などの主な公共施設は城下旧町地区に立地している。

市内の小学校は17校、中学校は9校、高等学校は4校である。

市内の認可保育所は19施設、認可外保育施設は6施設ある。

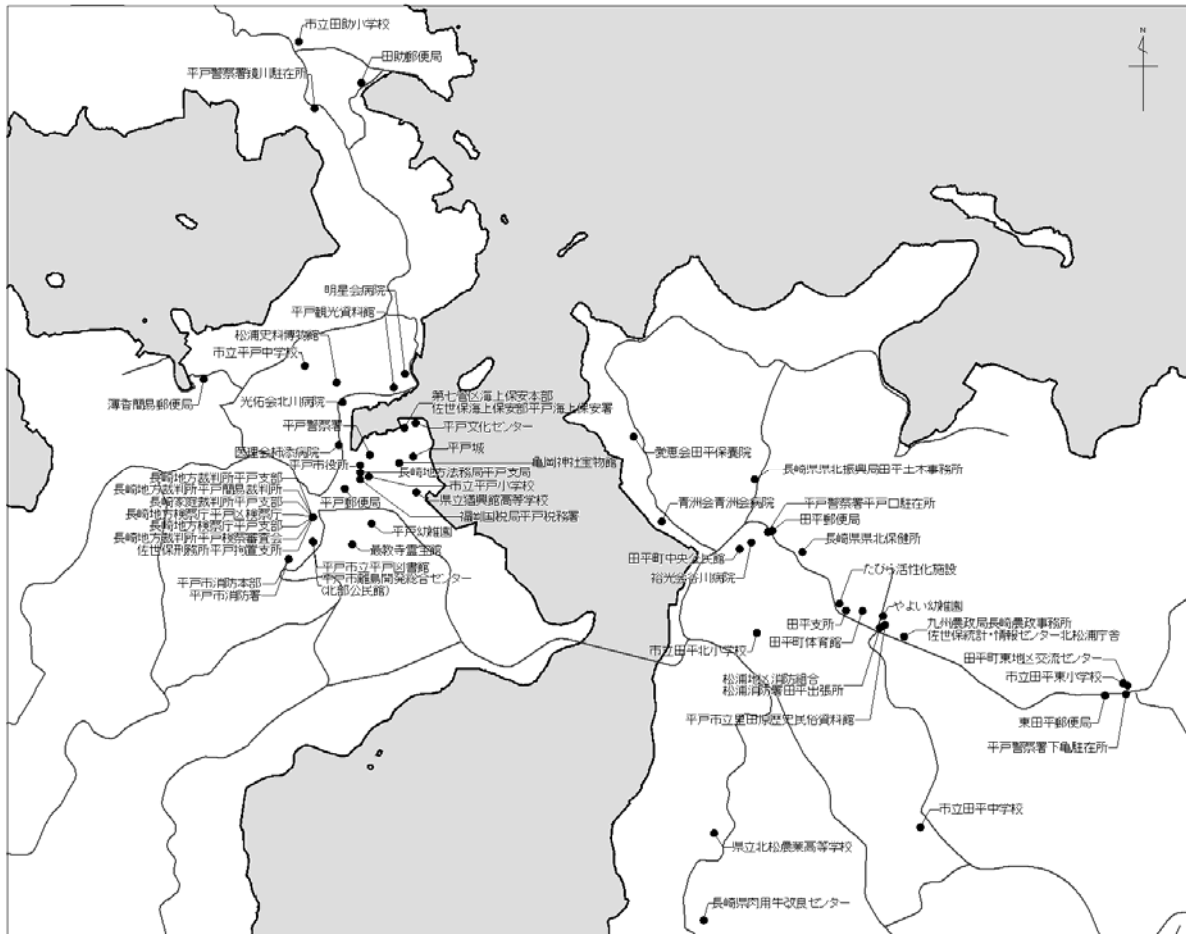


図 北部の公共公益施設



図 南部の公共公益施設

1 - 3 . 関連計画等

(1) 長崎県観光振興基本計画 (平成 23 年度 - 平成 25 年度)

観光振興の将来像を「あふれる笑顔と地域の魅力でお迎えする文化観光立県長崎」とし、計画期間を平成23～27年度としている。

観光振興の戦略的方向性

1. 県民総参加と分野融合による観光の振興
2. 食と歴史・文化の魅力あふれる観光地づくり
3. ターゲットを明確にした国内誘客戦略の展開
4. アジアからの外国人観光客の誘客促進
5. 地域の魅力をネットワークする広域連携の促進

「平戸・松浦地域」における観光振興の方向性は、

- ・ 福岡往復会員制バスや平戸和蘭商館倉庫開館を活かした滞在型観光の推進
- ・ 地域食材や食文化を活かした料理開発、イベント創出など食の観光の推進
- ・ 外国人観光客が安心・快適に旅行するための受入環境の向上

(2) 平戸市景観計画 (平成 21 年 3 月)

平戸市の多彩で魅力ある景観資源を最大限に活かして、市民が誇りを持ち、観光などに訪れる人の心に残るような、かけがえのない景観という財産を「守り」「育み」「活かす」ことにより景観形成を推進するとして、景観形成の基本理念として「市民が誇りを持ち、訪れる人の心に残る景観づくり」としている。

- 基本方針 1 : 景観の基盤となっている自然景観を守る
- 基本方針 2 : 平戸市の個性を形づくる歴史景観を守る
- 基本方針 3 : 賑わいと風格ある市街地の景観を育む
- 基本方針 4 : 生活と調和した田園・集落の景観を育む
- 基本方針 5 : 良好な眺望景観を活かす

重点計画区域

- ・ 平戸旧城下町地区
- ・ 生月島南部・平戸島西海岸地区
- ・ 宝亀教会周辺地区
- ・ 田平天主堂周辺地区

(3) 平戸市耐震改修促進計画 (平成 20 年度 - 平成 27 年度)

平成18年1月26日に改正施行された「耐震改修促進法」に基づき、自身による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。計画期間は平成20～27年度としている。

(4) 平戸市公営住宅等長寿命化計画 (平成 22 年度 - 平成 31 年度)

平戸市には現在、44団地997戸の市営住宅があり、昭和30～40年代後半に供給された木造、準耐火構造平家建のストックが耐用年限を超え、厳しい財政状況のなか、適切な整備や管理、運営を行っていくため、効率的なストック活用が求められる状況となっている。

平成18年の「住生活基本法」が施行し、併せて「住生活基本計画(全国計画)」が策定され、豊かな住生活の実現に向け、基本的な方針が示されている。

さらに、平成19年の「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」の施行によって、公営住宅によるセーフティネット機能のより一層の強化が求められている。

中長期的な視野でライフサイクルコストの縮減により公営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を図ることを目的とし、計画期間を平成22～31年度として市営住宅の長寿命化計画の策定を行っている。

2 . 市民アンケート

2 - 1 . アンケートの概要

調査方法

- ・ 配布、回収方法：郵送
- ・ 質問方法：記入式アンケート

サンプル数、サンプル抽出の方法について

平成 23 年 7 月 1 日現在で、住民基本台帳登録者と外国人登録者されている市民のうち、満 18 歳以上を無作為に 3,000 名抽出した。

調査工程

- ・ 配 布 日：平成 23 年 9 月 20 日（火）
- ・ 当初回収期限日：平成 23 年 10 月 3 日（月）
- ・ 回収期限確定日：平成 23 年 10 月 24 日（月）

回収状況

- ・ 配布数：3,000 部
- ・ 回収数：812 部
- ・ 回収率：27.0%

設問内容

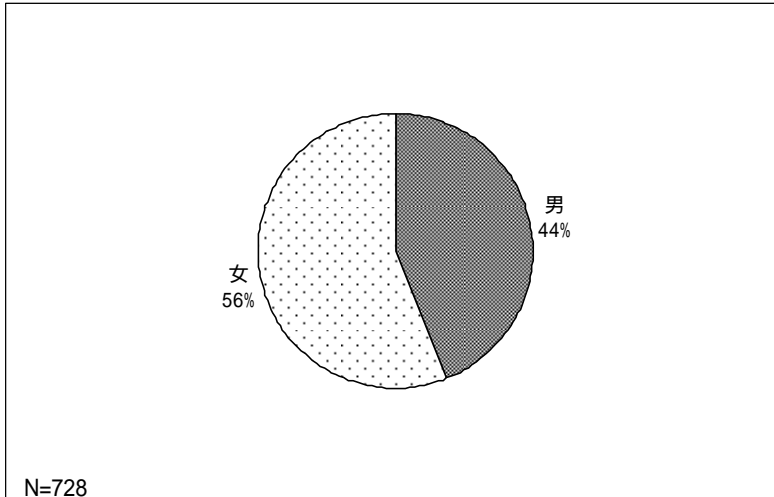
- 1 . 回答者属性
- 2 . 将来のまちのあり方（土地利用、道路、公園等）について
- 3 . 将来のまちなみ・景観・防災について
- 4 . まちづくりへの取り組み方について

2 - 2 . 単純集計

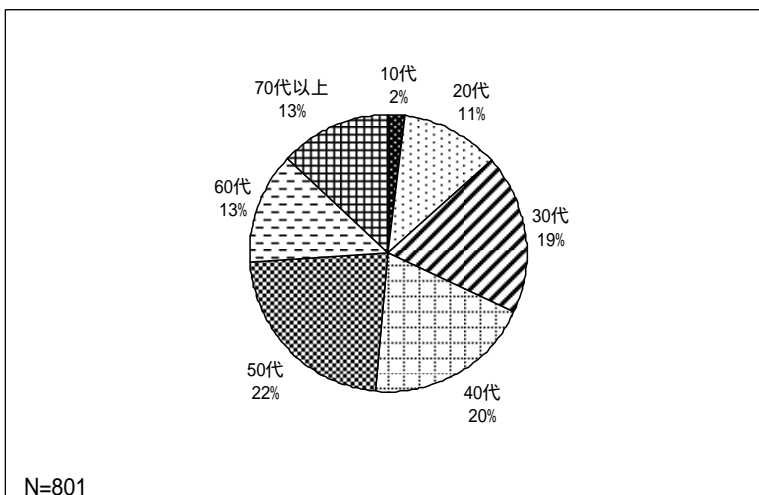
問 1 次の(ア)から(コ)の各項目について、該当するものをそれぞれ1つ選んで、番号に 印をつけてください。

N=有効回答数 (/有効回答者数 (複数回答の場合))

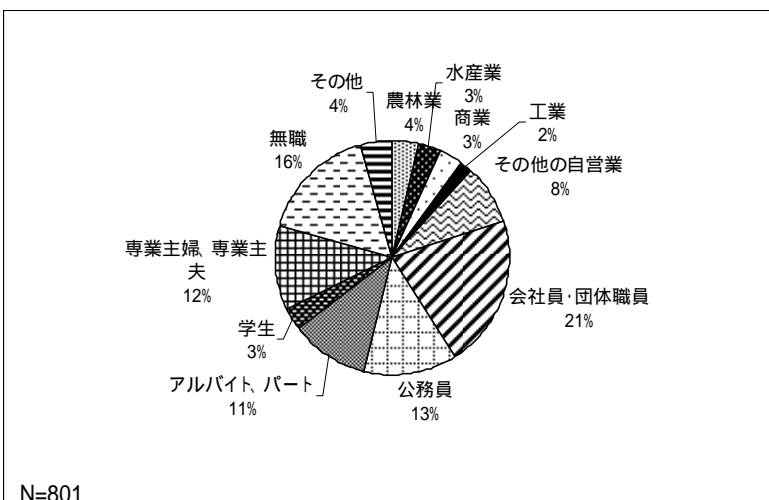
問 1-(ア) 性別



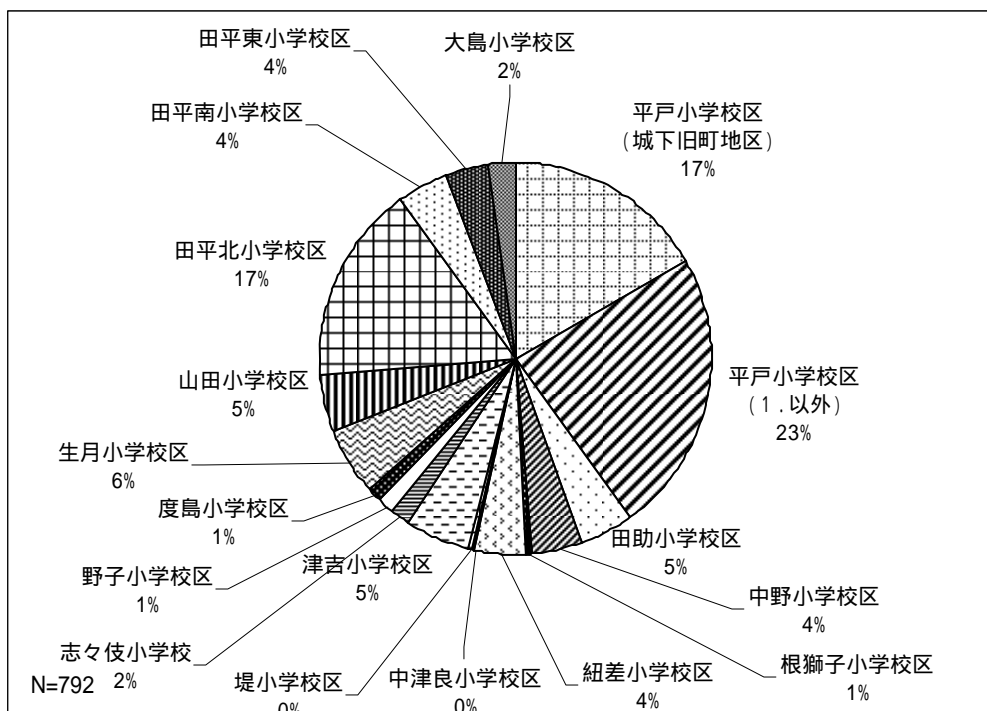
問 1-(イ) 年齢



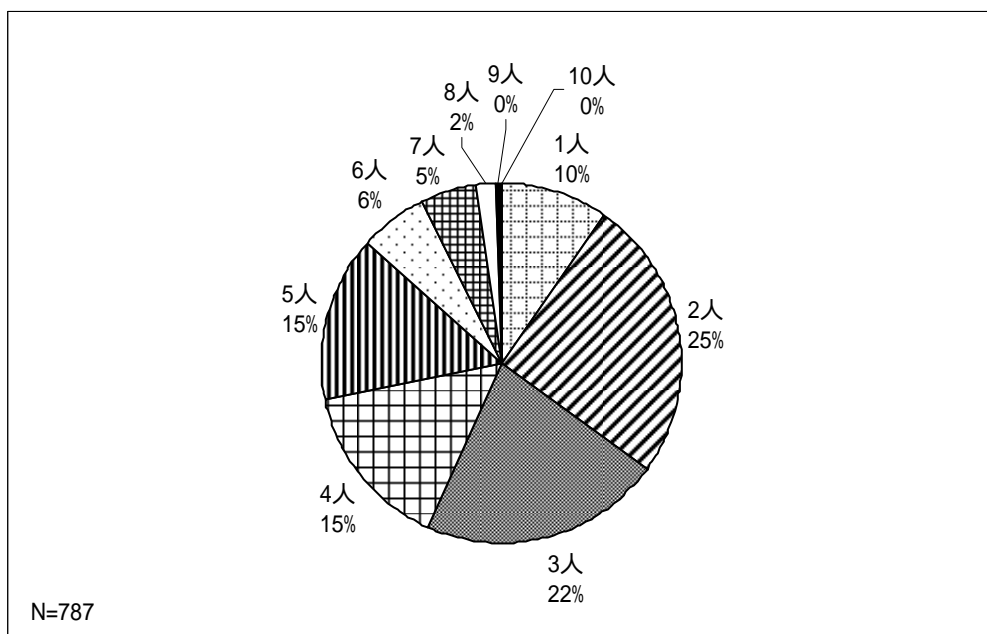
問 1-(ウ) 職業



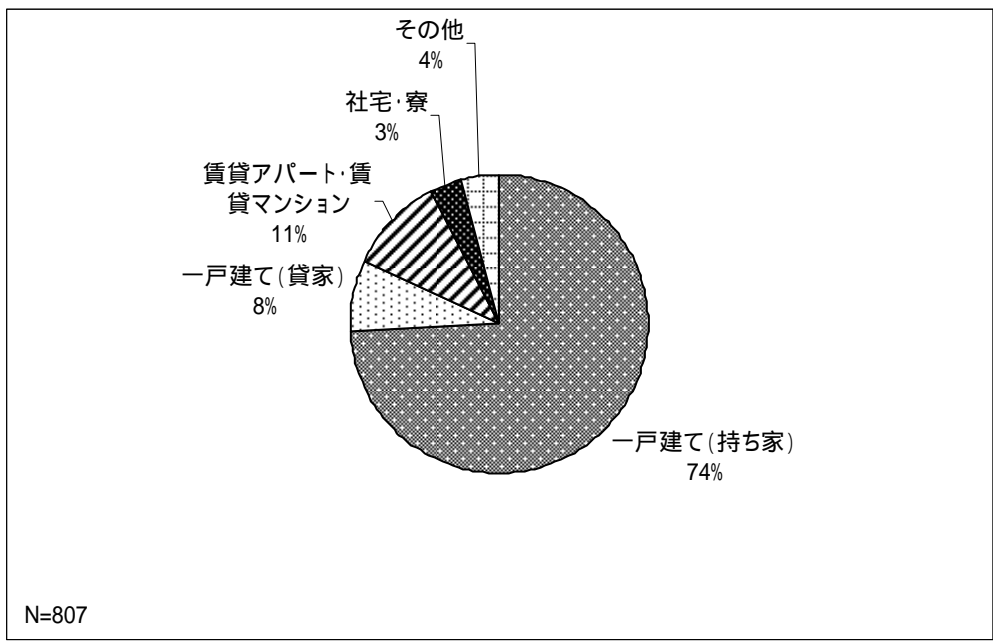
問 1-(工) お住まいの地区



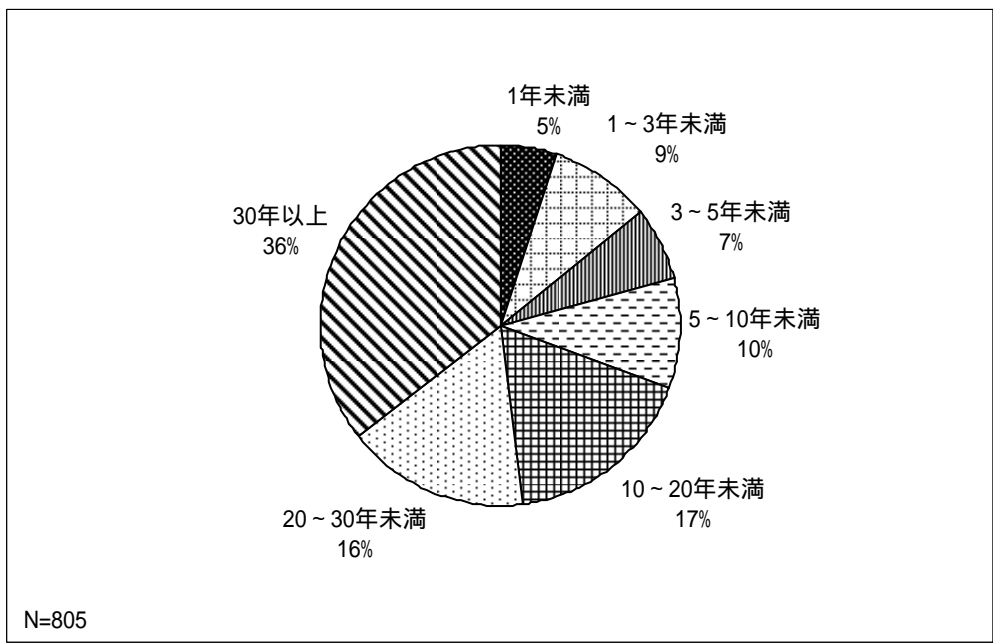
問 1-(才) 家族構成



問 1-(カ) お住まいは次のどれにあたりますか

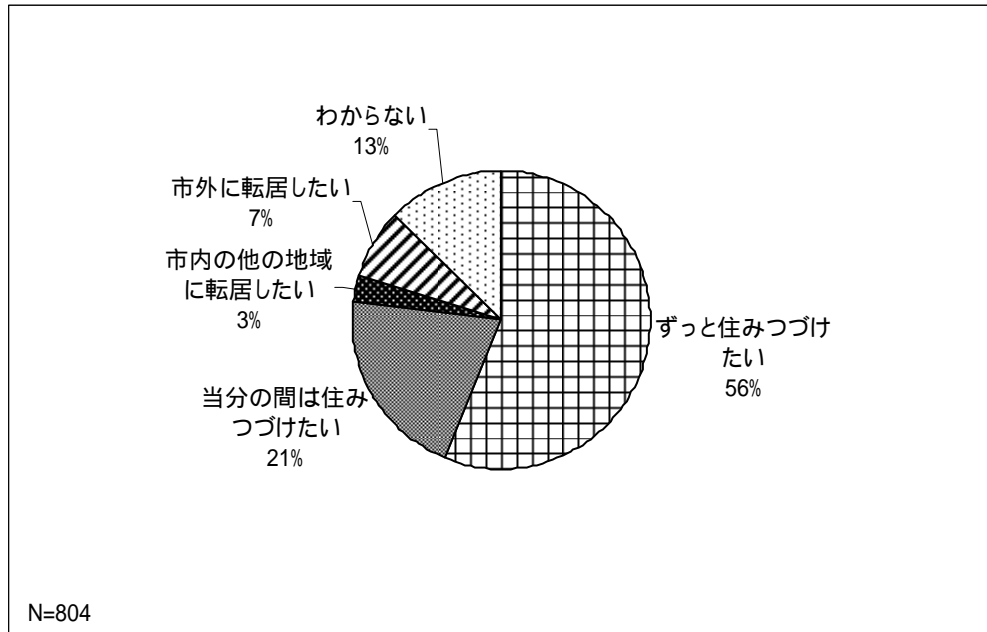


問 1-(キ) お住まいの地域に住んでどれくらいになりますか



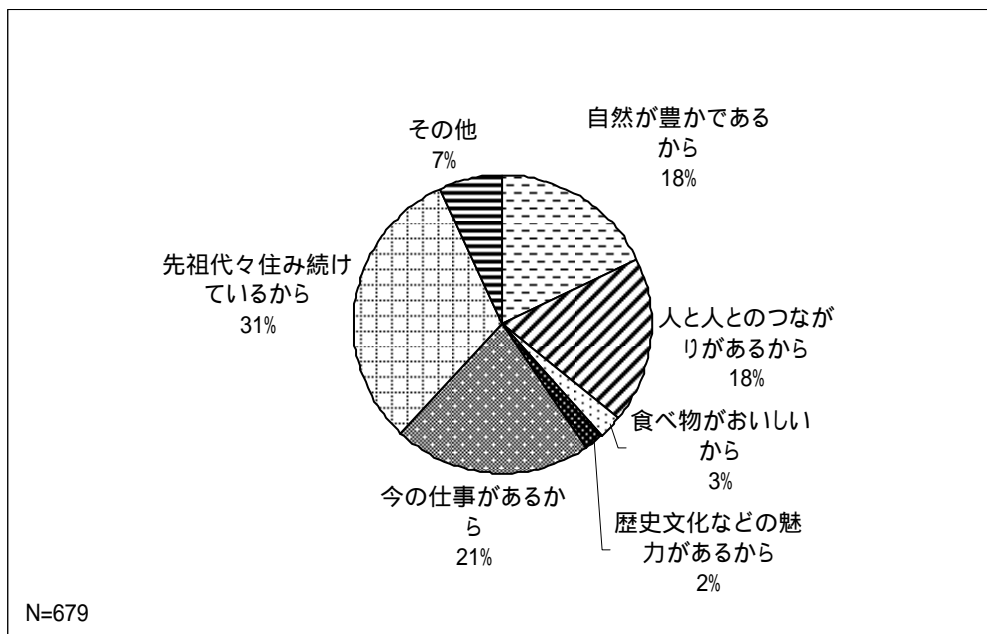
問 1-(ク) これからもお住まいの地域に住みつづけたいとお考えですか

- 7割以上の方がこのまま住みつづけたいと答えており、転居したい人を大きく上回っている。



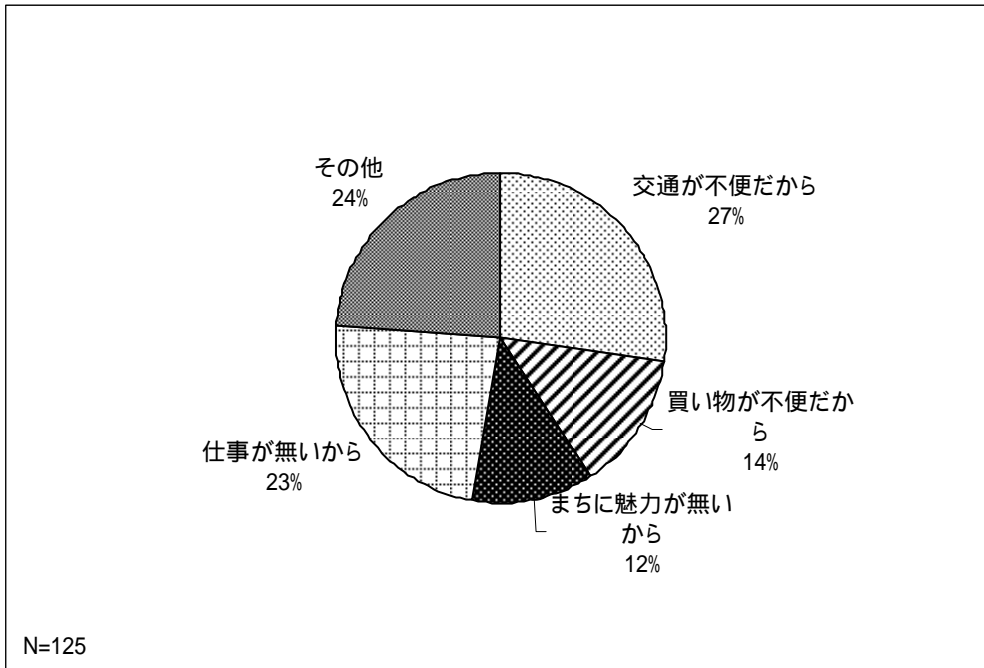
問 1-(ケ) (ク)で1もしくは2と回答された方 住みつづけたいとお考えの理由は何ですか

- 「先祖代々住み続けているから」(31%)、「今の仕事があるから」(21%)と続いている。



問 1-(コ) (ク)で3もしくは4と回答された方 転居したいとお考えの理由は何ですか

- ・ 「交通が不便だから」(27%)、「仕事が無いから」(23%)と続いている。

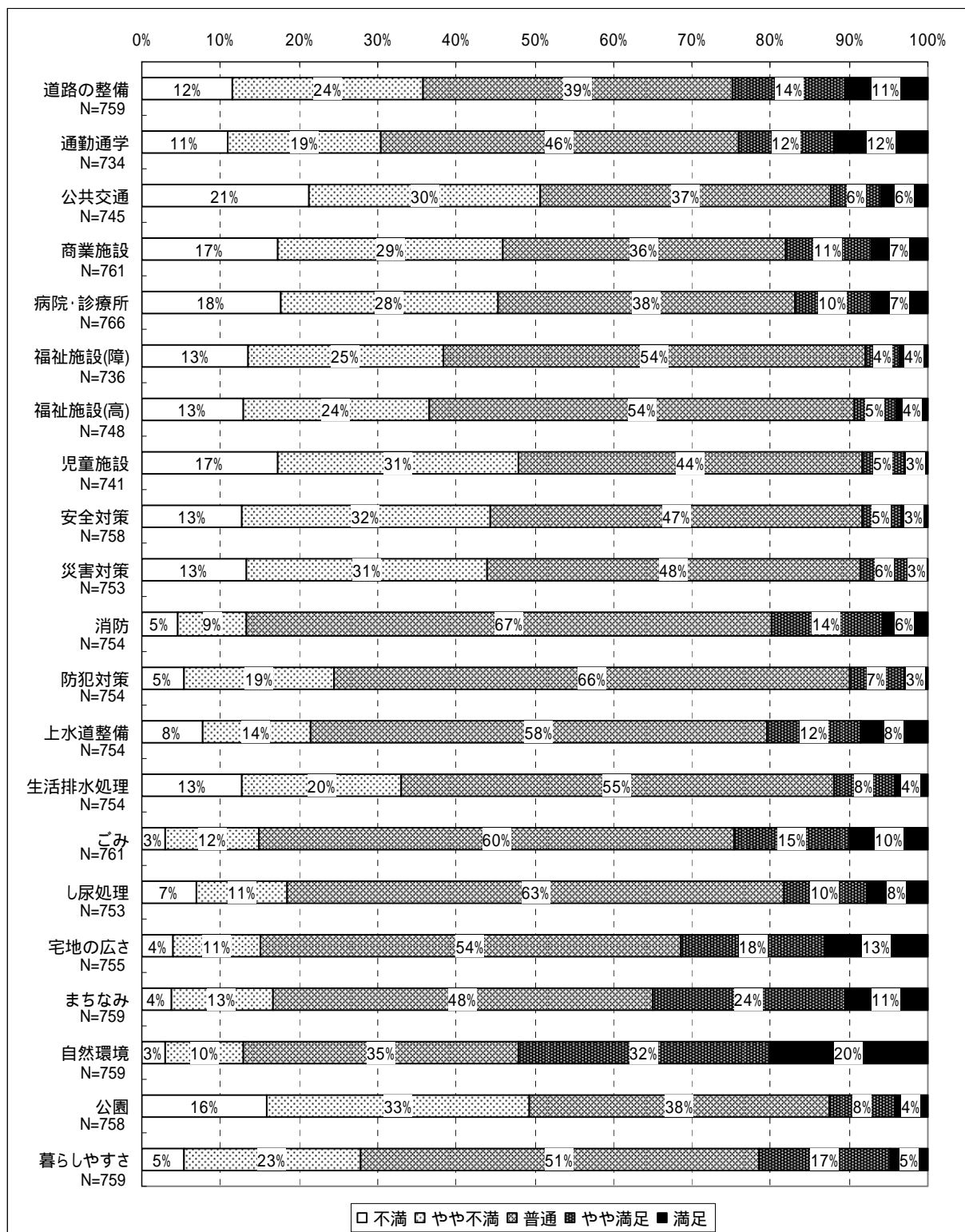


地域の暮らしやすさ

問2 身の回りや、お住まいの地域の生活環境について、日頃どのように感じていますか。

1から21までの項目ごとにそれぞれ1つ選んで、番号を で囲んでください。

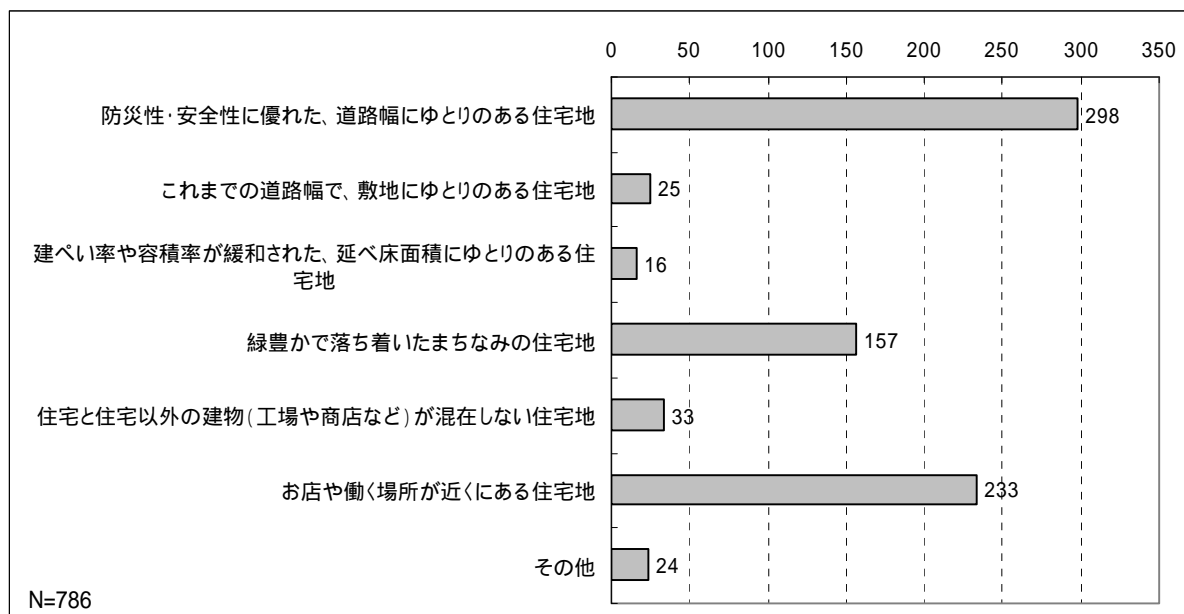
- ・ 「公共交通」、「児童施設」、「公園」を不満とする人がいずれも半数近くおり、満足と答えた人は1割程度と少ない。
- ・ 「消防」、「ごみ」、「自然環境」は満足・普通としている人が8割を超えており、不満は少ない。特に「自然環境」については半数以上が満足と答えている。



まちのあり方

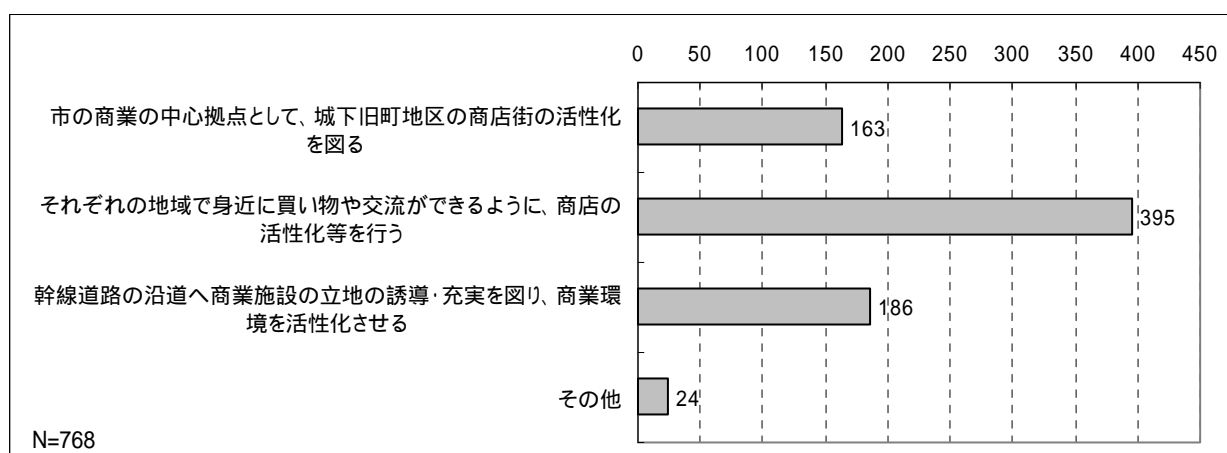
問3 今後どのような住宅地を望みますか。該当するものを1つ選んで、番号に 印をつけてください。

- ・最も多い回答が「防災性・安全性に優れた、道路幅にゆとりのある住宅地」(38%)で、次いで「お店や働く場所が近くにある住宅地」(30%)、「緑豊かで落ち着いたまちなみの住宅地」(20%)となっている。



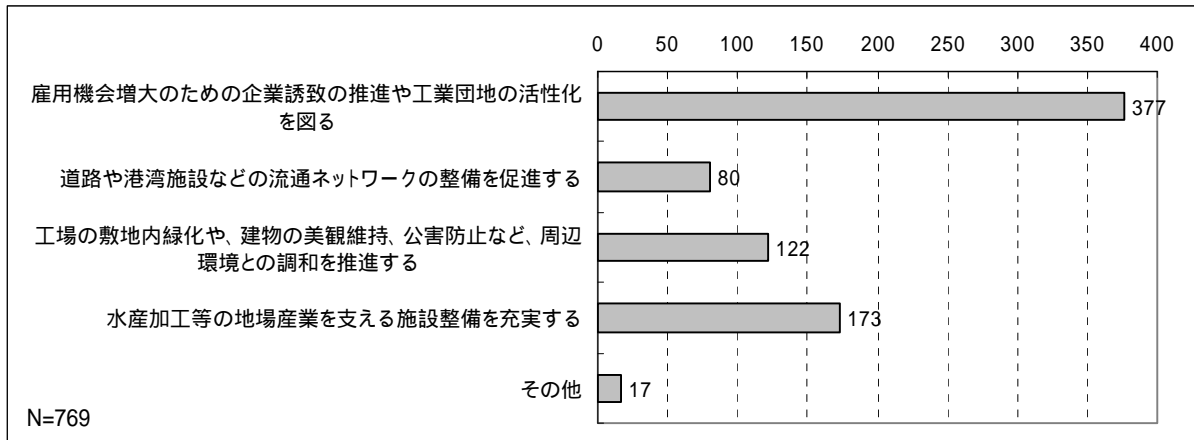
問4 今後どのような商業環境を望みますか。該当するものを1つ選んで、番号に 印をつけてください。

- ・「それぞれの地域で身近に買い物や交流ができるように、商店の活性化等を行う」が半数以上を占めている。



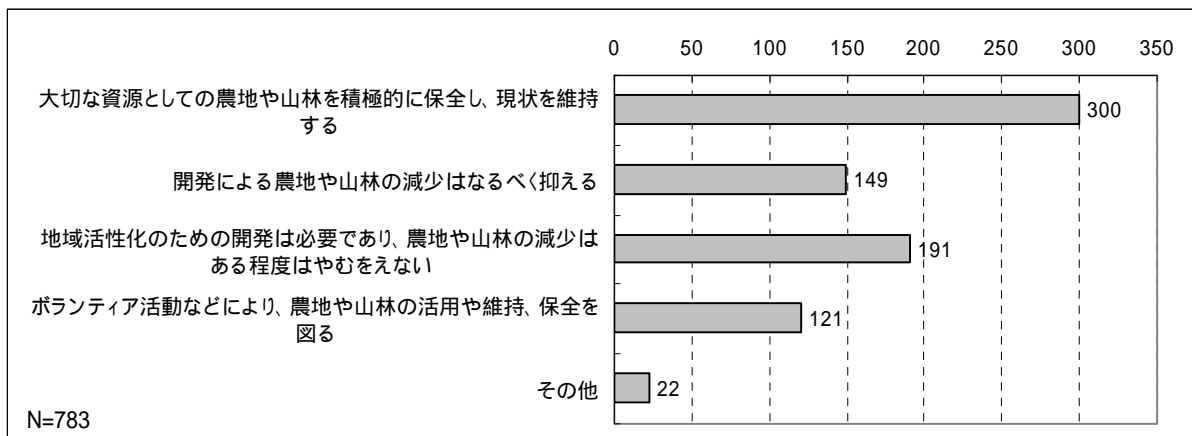
問5 今後の工業のあり方について、どのようにお考えですか。該当するものを1つ選んで番号に印をつけてください。

・「雇用機会増大のための企業誘致の推進や工業団地の活性化を図る」が約半数を占めている。



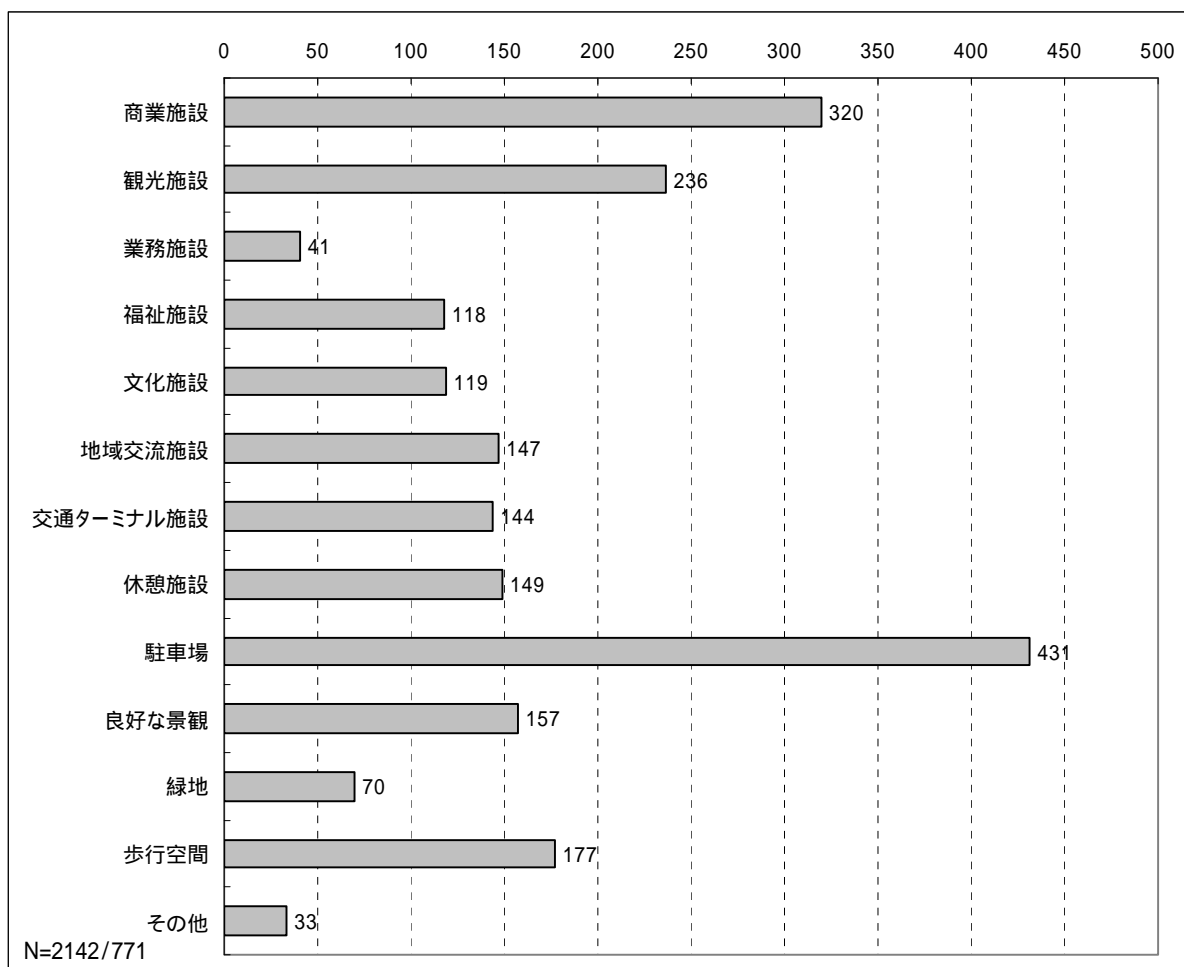
問6 今後の農地・山林のあり方について、どのようにお考えですか。該当するものを1つ選んで、番号に印をつけてください。

・最も多い回答は「大切な資源としての農地や山林を積極的に保全し、現状を維持する」(38%)で、次いで「地域活性化のための開発は必要であり、農地や山林の減少はある程度やむをえない」(24%)となっている。



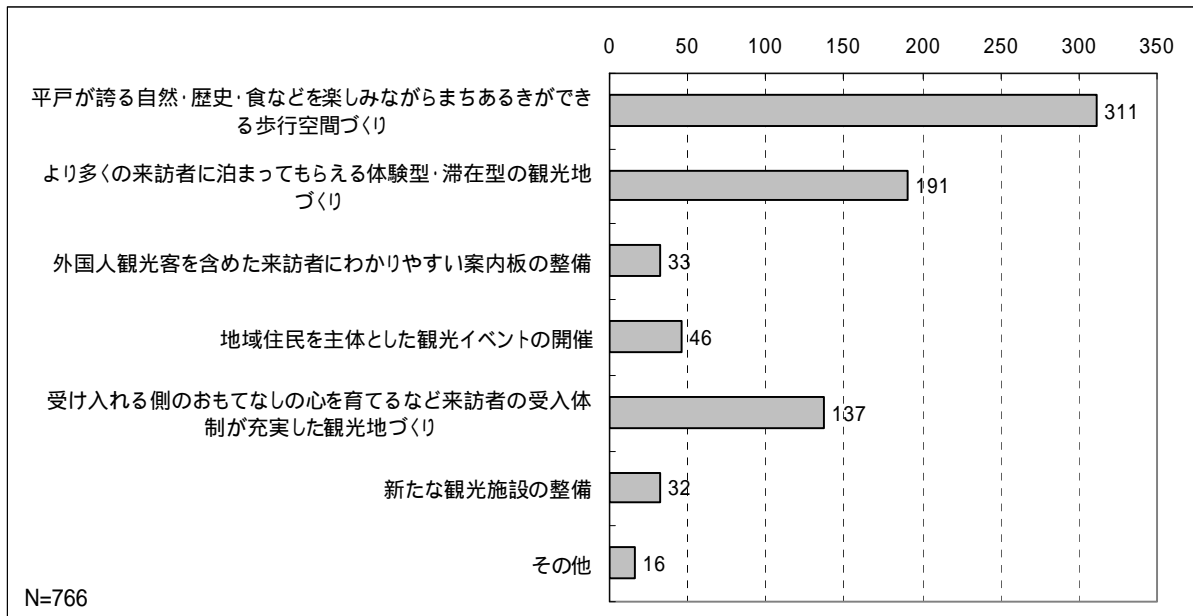
問7 今後の中心市街地(城下旧町地区)において整備が必要と考えられる施設等を3つまで選んで、番号に印をつけてください。

・「駐車場」との回答が最も多く、次いで「商業施設」、「観光施設」となっている。



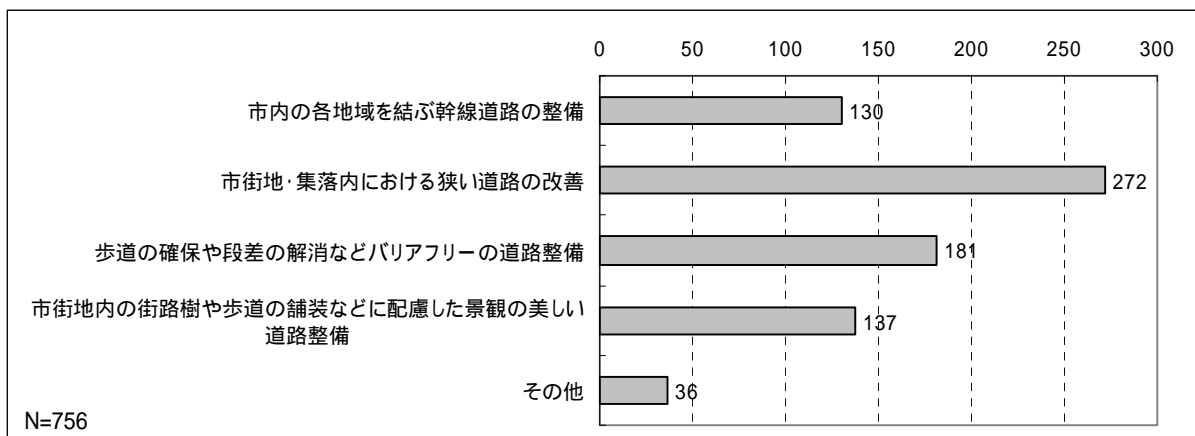
問8 今後の観光まちづくりについて、何が重要だと思いますか。該当するものを1つ選んで、番号に印をつけてください。

・「平戸が誇る自然・歴史・食などを楽しみながらまちあるきができる歩行空間づくり」が4割を占めており、次いで「より多くの来訪者に泊まってもらえる体験型・滞在型の観光地づくり」(25%)となっている。



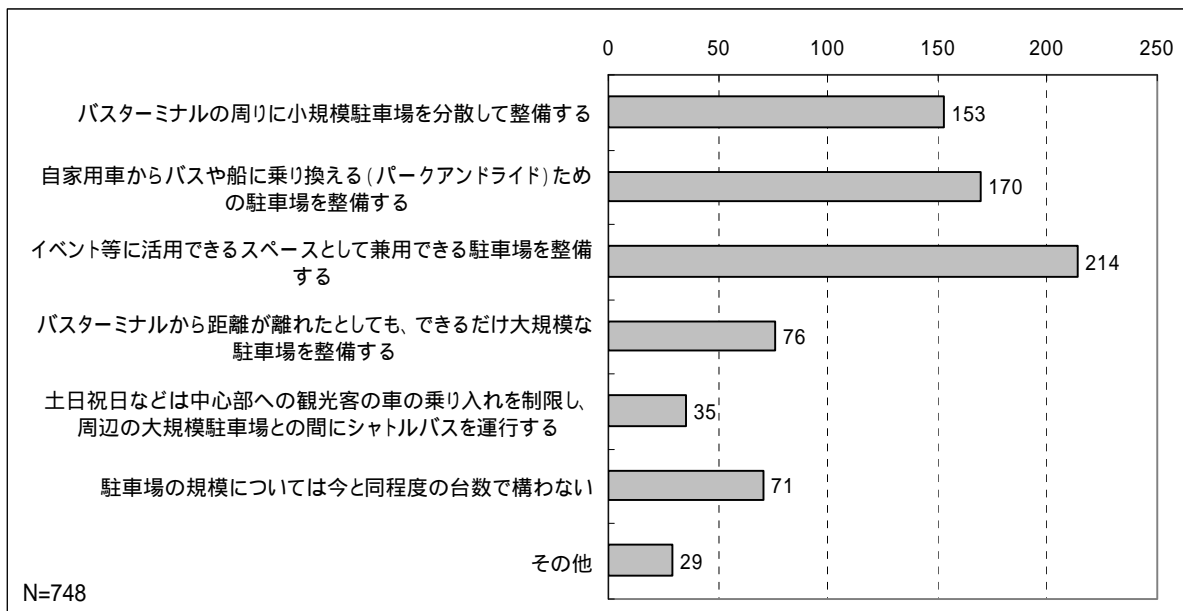
問9 今後の道路の整備について、何が重要だと思いますか。該当するものを1つ選んで、番号に印をつけてください。

・「市街地・集落内における狭い道路の改善」が約4割を占めており、次いで「歩道の確保や段差の解消などバリアフリーの道路整備」(24%)となっている。



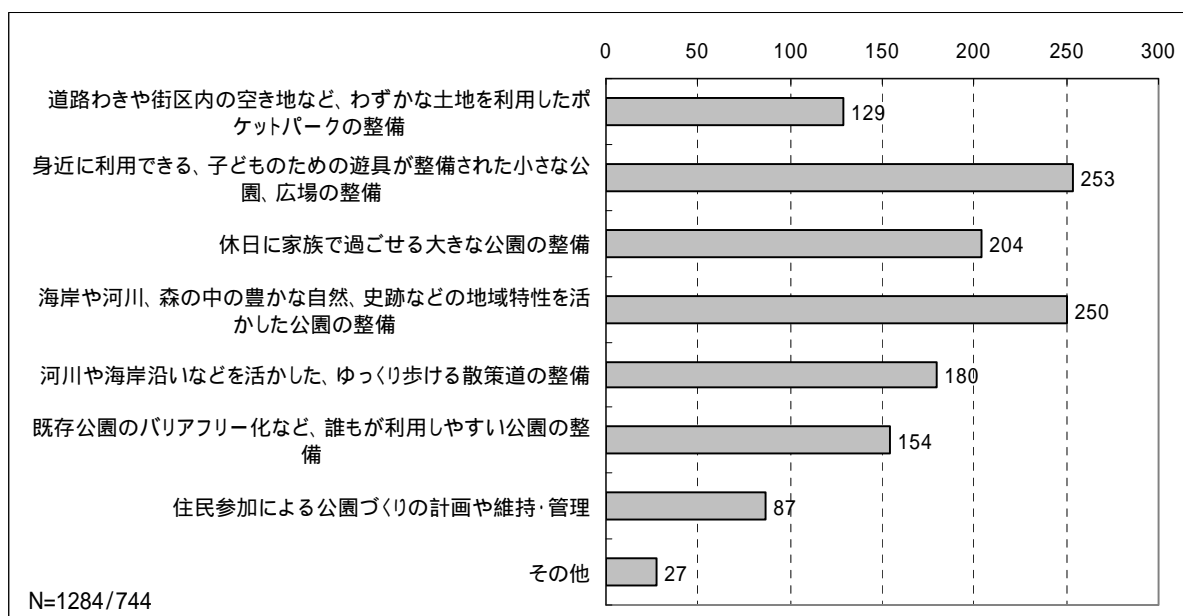
問 10 今後の平戸桟橋バスターミナル周辺の駐車場整備について、何が重要だと思いますか。該当するものを1つ選んで、番号に 印をつけてください。

・「イベント等に活用できるスペースとして兼用できる駐車場を整備する」(29%)が最も多く、次いで「自家用車からバスや船に乗り換える(パークアンドライド)ための駐車場を整備する」(23%)となっている。



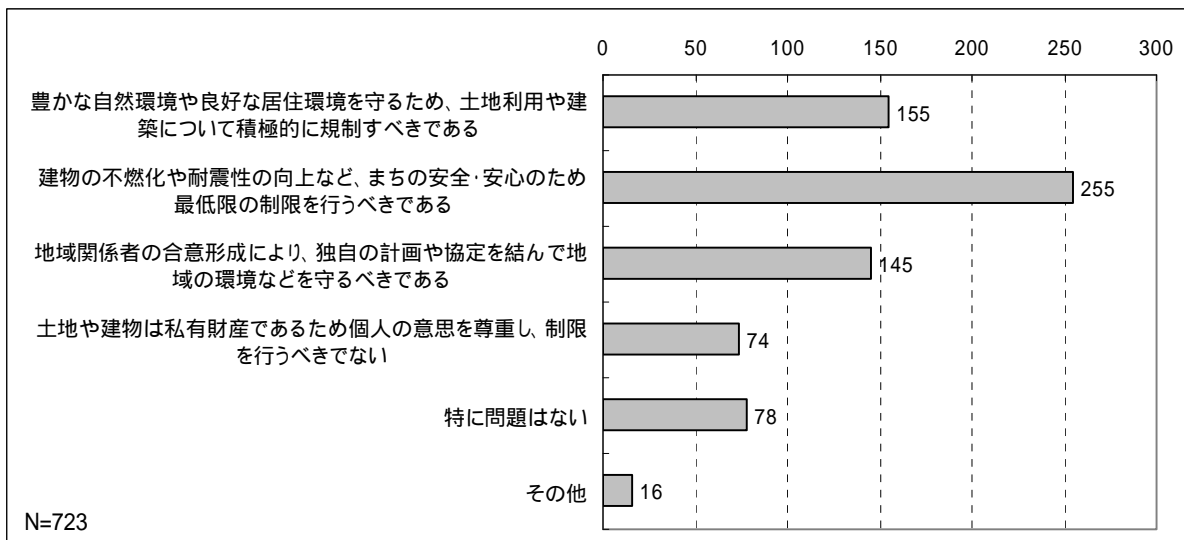
問 11 今後の公園・緑地の整備について、何が重要だと思いますか。該当するものを2つまで選んで、番号に 印をつけてください。

・「身近に利用できる、子どものための遊具が整備された小さな公園、広場の整備」、「海岸や河川、森の中の豊かな自然、史跡などの地域特性を活かした公園の整備」がそれぞれ2割を占めており、「休日に家族で過ごせる大きな公園の整備」(16%)が続いている。



問 12 今後の土地利用や建物の用途、大きさ、高さなどの建築制限について、どのようにお考えですか。該当するものを1つ選んで、番号に 印をつけてください。

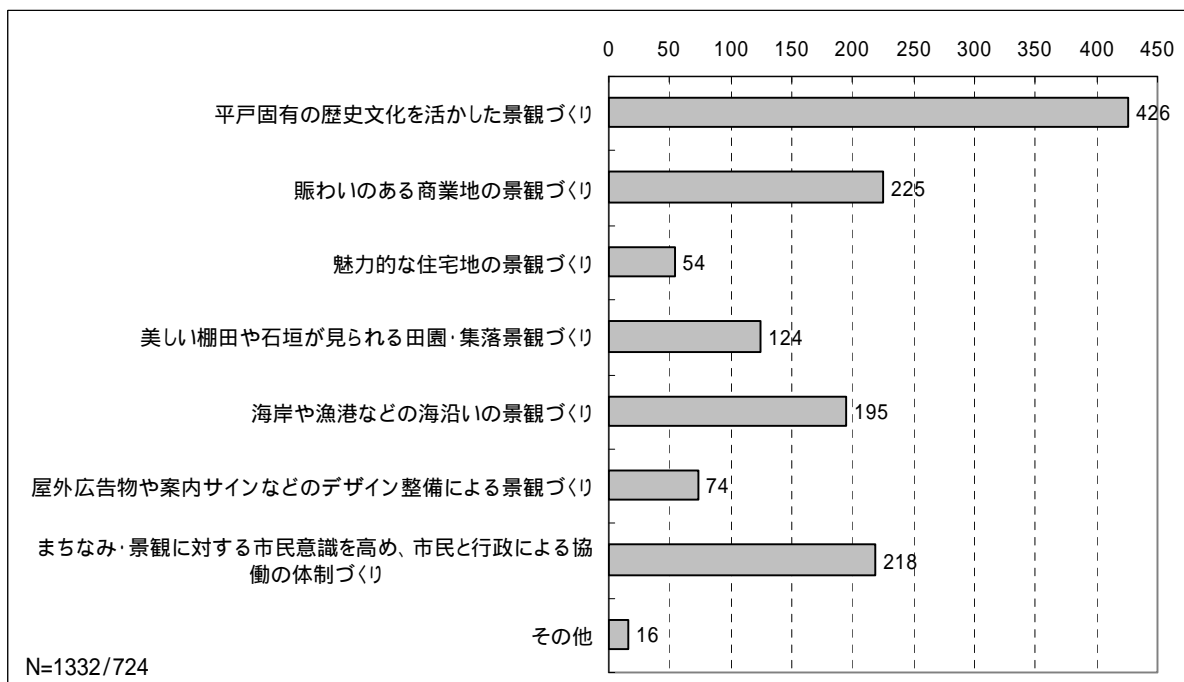
- ・「建物の不燃化や耐震性の向上など、まちの安全・安心のため最低限の制限を行うべきである」(35%)
- 「豊かな自然環境や良好な居住環境を守るため、土地利用や建築について積極的に規制すべきである」(21%)と続いている。



まちなみ・景観や防災に関する項目

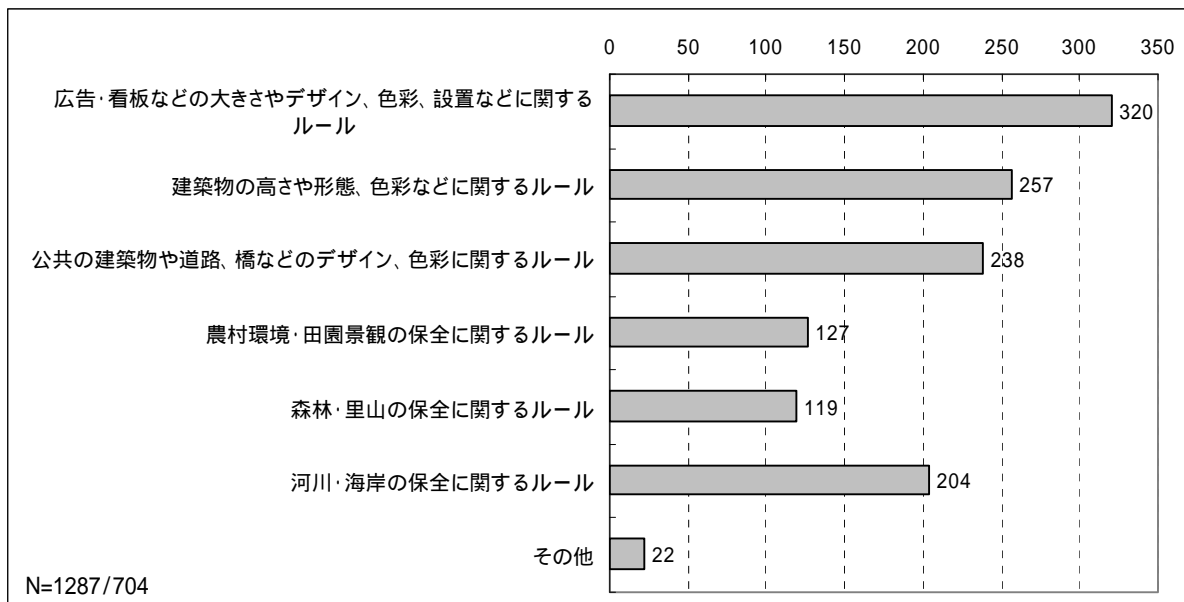
問 13 今後のまちなみ・景観について、何が重要だと思いますか。該当するものを2つまで選んで、番号に 印をつけてください。

- ・「平戸固有の歴史文化を活かした景観づくり」が3割を占めており、「賑わいのある商業地の景観づくり」(17%)と続いている。



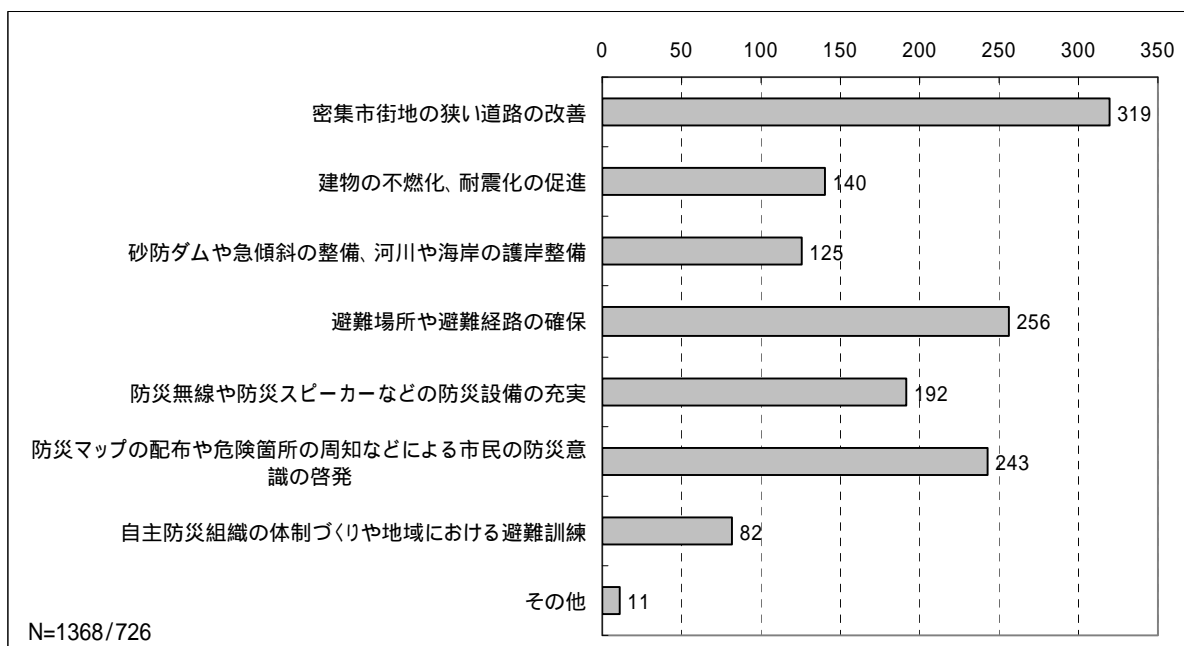
問 14 今後、まちなみ・景観づくりを行っていくための一定のルールを設ける場合、何が重要だと思いますか。該当するものを2つまで選んで、番号に 印をつけてください。

・「広告・看板などの大きさやデザイン、色彩、設置などに関するルール」(25%)、「建築物の高さや形態、色彩などに関するルール」(20%)と続いている。



問 15 今後の防災まちづくりについて、何が重要だと思いますか。該当するものを2つまで選んで、番号に 印をつけてください。

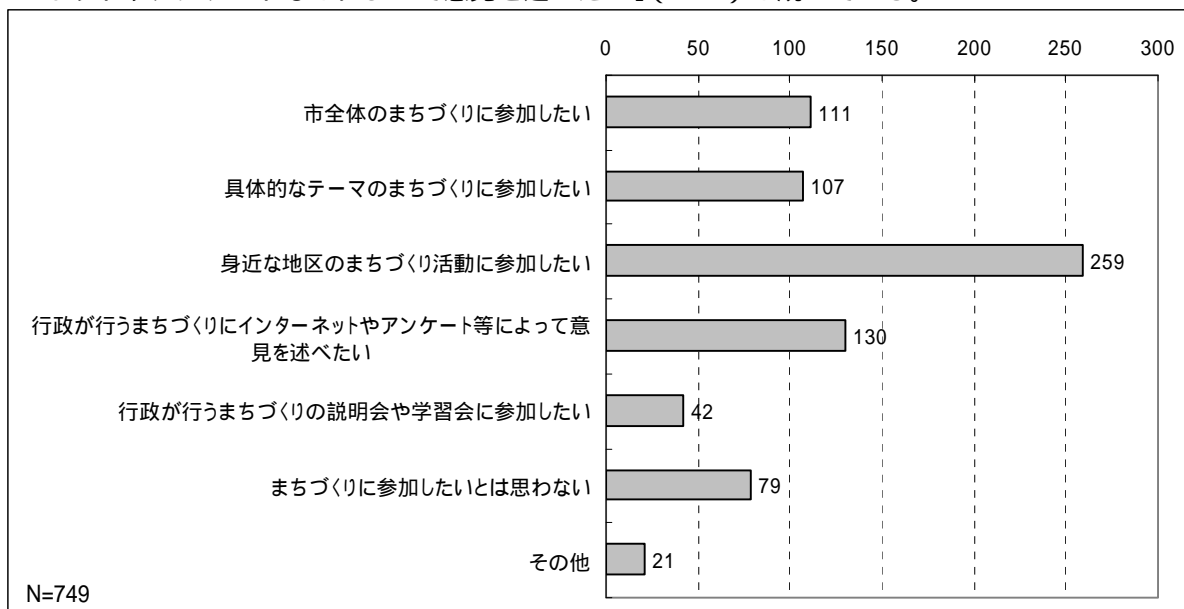
・「密集市街地の狭い道路の改善」(23%)、「避難場所や避難道路の確保」(19%)と続いている。



まちづくりへの取り組み方

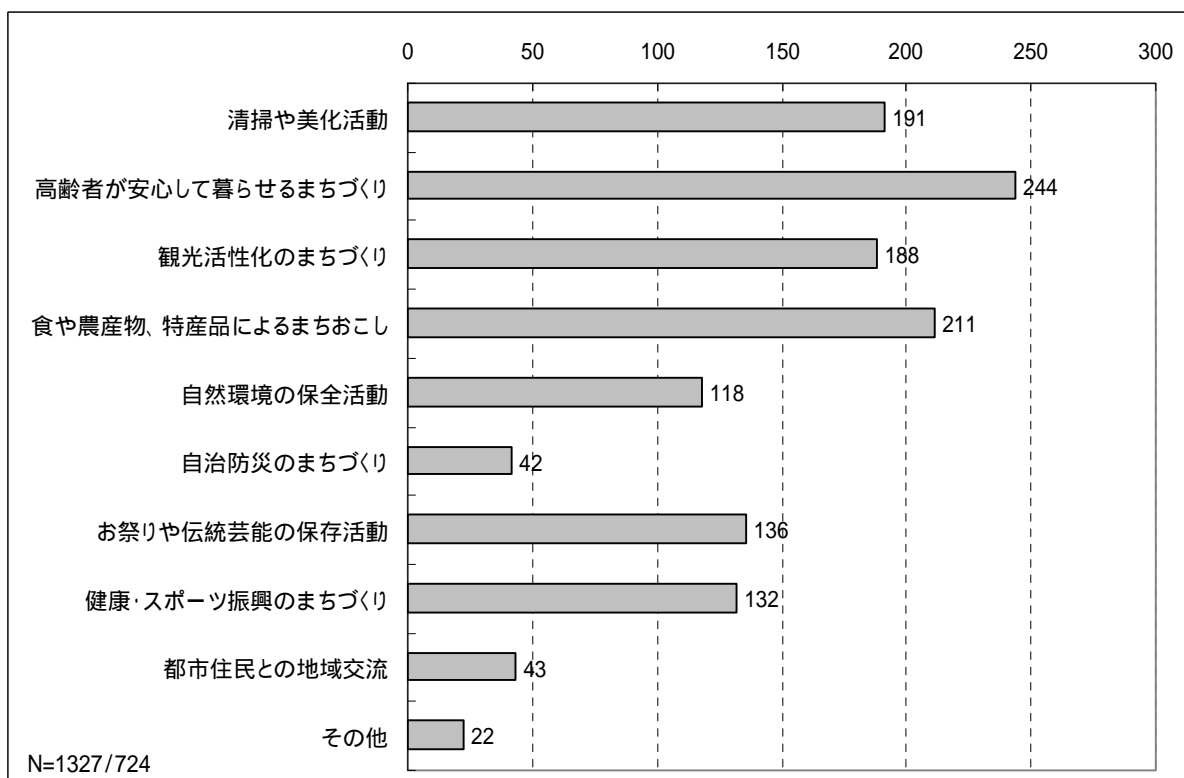
問 16 今後、平戸市のまちづくりに参加するとしたら、どのような形で参加したいですか。該当するものを1つ選んで、番号に 印をつけてください。

- ・「身近な地区のまちづくり活動に参加したい」(35%)が最も多く、「市政が行うまちづくりにインターネットやアンケートなどによって意見を述べたい」(17%)と続いている。



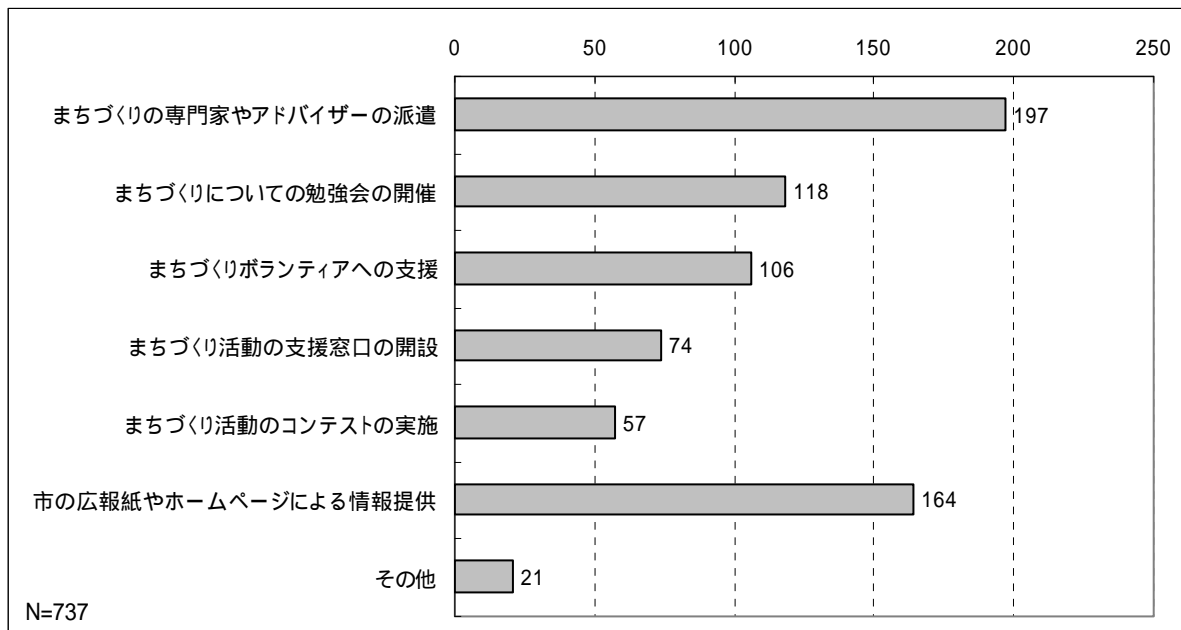
問 17 今後、平戸市のまちづくりに参加するとしたら、どのようなテーマのまちづくりに参加したいですか。該当するものを2つまで選んで、番号に 印をつけてください。

- ・「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」(18%)、「食や農産物、特産品によるまちおこし」(16%)と続いている。



問 18 今後、市民参加によるまちづくりを行うために、平戸市はどのようにすべきとお考えですか。該当するものを1つ選んで、番号に 印をつけてください。

- ・「まちづくりの専門家やアドバイザーの派遣」(27%)、「市の広報紙やホームページによる情報提供」(22%)が約半数を占めており、「まちづくりについての勉強会の開催」(16%)と続いている。



問 19 今後の平戸市のまちづくりへのご意見やご要望について、以下にお書きください。

< 住環境について >

- ・ インターネットの書き込みでも見られるように、平戸に訪れた観光客の大半が接客が悪いと書かれているようだ。平戸城下町として、みるみる魅力ある町に変化していくなか、お客様に関わる人材にもっと接客のマナー、おもてなしの心を教育する。平戸を観光都市と考えるのならば、もっとリピーターを望める町づくりのためにボランティア、市民参加、意識向上、情報提供、環境整備、行政と市民が一体となって美しい平戸を作り上げていけたらよいと思う。
- ・ 住んでいる方に良い環境は観光で来られた方にも良い印象が持てると思う。地区、地域の小さな単位で、統一感のある町づくりをすると良いと思う。
- ・ すべての面で市北部ばかりが進んでいるような気がします。南部地区の活性化にも力を入れるべきである。高齢化が進み、生活が大変である。
- ・ 商業施設の活力が少ない。(佐々や佐世保に買い物に行く人が多いのでは?) 平戸の商業が活性しないと人は市外に流出すると思う。
- ・ 住民不在の壊れかけた家を撤去することを市の予算で行って欲しい。(安全と景観の両面から)
- ・ 空き家等を有効利用し観光客や長期滞在ができる宿泊施設等に利用出来れば良いと思う。

< 道路・交通について >

- ・ 商店街の歩行者の安全確保や、歩いても楽しめる観光道路の整備が必要。
- ・ 路上駐車が多いので、無料駐車場を商店街に整備してほしい。また歩行者天国にしてほしい。バスの便

が悪いので、もっと便数を増やしてほしい。

- ・ 休みの日等、平戸市内で食事しようとしても駐車場がないため、市外に出ざるをえなくなるため、観光に力を入れるのであれば、駐車場は必須だと思う。
- ・ 道幅などの問題もあり難しいところだが、行政、市民が一緒になって意識を変えない限り、迷惑駐車は減らない。「少しぐらいいいじゃないか」という考え方が、当たり前になっている。このことは、日々の生活にも観光の面からも早急に取り組むべき。
- ・ 歩道が狭く歩くのにあぶない。海上ホテル周辺は運転する時に歩道が分からない。
- ・ バスの本数が少ない。運転免許がない人は仕事にも行けない。特に遅い時間になると全く交通手段がなく大変不便である。
- ・ 商店街の慢性的な路上駐車が多さが非常に気になる。観光客にも運転する方にも危険である。
- ・ 高速道路などへのアクセス道路を考えてほしい。商店街の歩道が狭いのに、車が歩道に駐車していて、安心して歩けない。
- ・ 車が無いと生活が不便である。商店街の路上駐車を改善し（お店の人も停めている）、空きスペースを有効活用しては。
- ・ 車がないと買い物にもいけない。バスの本数を増やしてほしい。
- ・ イベント時の商店の駐車場を確保してほしい。臨時駐車場が近くにないと不便である。

< 公共下水道について >

- ・ 城下旧町地区だけでも早く、下水道の整備に取り組んでほしい。
- ・ 平戸市の下水道は他市と比べ普及率が低いため、人口が密集している所などお願いしたい。
- ・ 生活排水等で海など自然環境を汚さないように各家庭の浄化槽の設置を推進すべき。
- ・ 下水道については費用がかかり過ぎる。合併浄化槽等の普及促進を図るべき。

< 公園・みどり・景観・その他について >

- ・ ローカルTV局を開設し、市民・観光客、ともに楽しめる情報を配信し、同時にメール・FAX等による意見コーナーを設け、月一回の各期間担当責任者による質疑応答を行う等して、現行の広報だけでなく（見ない人も多いので）、TVによる視覚的な市の情報発信による市民参加を考えてみては？
- ・ 団地・アパートの周辺には公園（みどり含む）が少ないと思う。1人でもふらっと出て住民とのコミュニケーションがとれるような憩える広場があればいいと思う。
- ・ 市街地で空き地があったら、そこを小さい子供達でも遊べる様なスペース作りをして欲しい。
- ・ 公園が少ない。働くところが無い。安心できる小児科、産婦人科がない。子育てしやすい町づくりも大切。今の平戸は子育てしにくい。
- ・ 公園を増やし遊具等も増やしてほしいと思う。子供達の遊ぶ場所が地域全体的に少ないと思う。遠方から来た方のために休憩場所を作っても良いと思う。街灯が少ない。娯楽スペースがない。福祉施設やバリアフリーの促進。